

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月19日

【事業年度】 第98期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

【会社名】 京阪ホールディングス株式会社

【英訳名】 Keihan Holdings Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石丸 昌宏

【本店の所在の場所】 大阪府枚方市岡東町173番地の1

大阪市中央区大手前1丁目7番31号（本社事務所）

【電話番号】 06（6944）2527

【事務連絡者氏名】 経営統括室 経理部長 城野 教雄

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区有楽町1丁目10番1号 有楽町ビル内

【電話番号】 03（3213）4631

【事務連絡者氏名】 経営統括室 総務部 東京事務所長 黒川 慎一

【縦覧に供する場所】 京阪ホールディングス株式会社 本社事務所
（大阪市中央区大手前1丁目7番31号）

株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第94期	第95期	第96期	第97期	第98期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益 (百万円)	300,188	302,917	322,276	326,159	317,103
経常利益 (百万円)	28,461	30,335	29,630	32,108	29,886
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	22,385	22,636	22,712	21,480	20,121
包括利益 (百万円)	20,409	19,294	23,359	19,175	18,633
純資産額 (百万円)	191,790	203,455	223,559	238,695	254,058
総資産額 (百万円)	670,333	679,631	698,786	731,750	732,824
1株当たり純資産額 (円)	349.13	1,870.99	2,055.87	2,193.68	2,329.94
1株当たり当期純利益 (円)	39.95	211.01	211.87	200.40	187.72
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	211.00	211.85	200.36	187.68
自己資本比率 (%)	28.2	29.5	31.5	32.1	34.1
自己資本利益率 (%)	11.9	11.6	10.8	9.4	8.3
株価収益率 (倍)	19.8	16.1	15.5	23.2	25.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	36,334	38,569	44,438	36,473	32,033
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	27,750	29,597	32,603	48,059	26,363
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,768	20,020	9,858	12,655	12,138
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	29,372	18,324	20,300	21,377	14,911
従業員数 (人)	6,904	6,922	6,862	6,885	7,083
(外、平均臨時雇用者数)	(6,747)	(6,863)	(6,604)	(6,410)	(6,415)

(注) 1. 営業収益には、消費税等を含んでおりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第94期は希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3. 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第95期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」を算定しております。

4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第97期の期首から適用しており、第96期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第94期	第95期	第96期	第97期	第98期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益 (百万円)	87,685	22,840	29,692	30,464	33,289
経常利益 (百万円)	15,652	8,778	15,637	16,740	17,358
当期純利益 (百万円)	11,466	8,513	15,961	14,301	15,389
資本金 (百万円)	51,466	51,466	51,466	51,466	51,466
発行済株式総数 (千株)	565,913	565,913	113,182	113,182	113,182
純資産額 (百万円)	147,691	123,197	135,378	143,156	153,383
総資産額 (百万円)	688,935	493,758	503,047	531,351	542,846
1株当たり純資産額 (円)	272.63	1,148.97	1,262.52	1,334.86	1,429.97
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	6.00 (3.00)	30.00 (15.00)	35.00 (15.00)	35.00 (17.50)	35.00 (17.50)
1株当たり当期純利益 (円)	20.46	79.36	148.90	133.42	143.58
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	79.36	148.88	133.40	143.54
自己資本比率 (%)	21.4	24.9	26.9	26.9	28.2
自己資本利益率 (%)	7.5	6.3	12.3	10.3	10.4
株価収益率 (倍)	38.8	42.9	22.0	34.9	33.4
配当性向 (%)	28.9	37.8	23.5	26.2	24.4
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1,563 (154)	133 (23)	132 (23)	145 (21)	150 (20)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	109.2 (89.2)	94.7 (102.3)	92.2 (118.5)	130.7 (112.5)	135.7 (101.8)
最高株価 (円)	872	842	(767) 3,600	4,875	5,500
最低株価 (円)	670	651	(652) 3,170	3,215	3,730

(注) 1. 営業収益には、消費税等を含んでおりません。

2. 2016年4月1日付会社分割に際して、承継会社に承継する資産に見合う資本・負債構成を実現するために、2016年3月30日付で当社が承継会社2社への125,013百万円の貸付及び当該2社からの同額の借入を行ったことにより、第94期末の総資産が増加しております。

3. 当社は、2016年4月1日に持株会社へ移行しました。これにより、第95期の経営指標等は第94期と比較して変動しております。

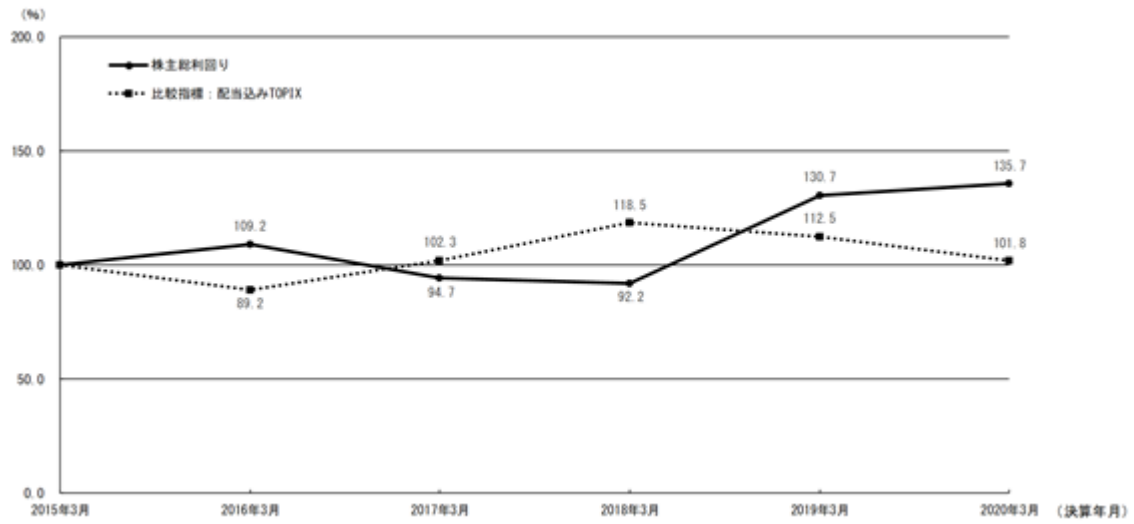
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第94期は希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

5. 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第95期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」、「1株当たり配当額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」を算定しております。また、「株主総利回り」については第93期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

6. 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。なお、株式併合を行った第96期の株価については株式併合後の最高・最低価格を記載し、()内に株式併合前の最高・最低株価を記載しております。

7. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第97期の期首から適用しており、第96期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

8. 株主総利回り及び比較指標の最近5年間の推移は以下のとおりであります。



2【沿革】

当社の企業集団の沿革は次のとおりであります。

年月	摘要
1906年11月	京阪電気鉄道(株)設立(資本金7百万円)
1910年4月	京阪本線(天満橋～五条)営業開始
1913年6月	宇治線(中書島～宇治)営業開始
1915年10月	京阪本線京都三条まで延長、営業開始(五条～三条)
1922年7月	桃山自動車(株)(現京阪バス(株))設立
1925年1月	京津電気軌道(株)を合併(京津線 三条～浜大津)
1929年4月	琵琶湖鉄道汽船(株)を合併、現在の石山坂本線(石山寺～坂本比叡山口)
1943年10月	阪神急行電鉄(株)と合併、社名を京阪神急行電鉄(株)に変更
1945年5月	交野電気鉄道(株)の事業を譲受、現在の交野線(枚方市～私市)
1949年12月	京阪神急行電鉄(株)より分離、京阪電気鉄道(株)設立
1950年4月	大阪・京都証券取引所に上場
1955年12月	男山鋼索線(現鋼索線)(現在のケーブル八幡宮口～ケーブル八幡宮山上)営業開始
1963年4月	淀屋橋地下延長線(天満橋～淀屋橋)営業開始
1963年11月	京阪淀屋橋ビル竣工
1966年9月	京阪ビルディング竣工
1970年4月	京阪ショッピングモール(現京阪モール)開業
1970年11月	天満橋～野江間高架複々線営業開始
1972年4月	くずはモール街(現KUZUHA MALL)開業
1979年3月	(株)ホテル京阪の1号店、ホテル京阪大阪(現ホテル京阪天満橋)が開業
1980年3月	守口市～寝屋川信号所間高架複々線営業開始
1982年3月	土居～守口市間高架複々線営業開始
1983年4月	(株)京阪百貨店設立
1985年10月	(株)京阪百貨店の1号店、守口店が開業
1987年5月	東福寺～三条間地下線営業開始
1989年10月	鴨東線(三条～出町柳)営業開始
1990年3月	京阪京橋駅ビル新館竣工
1993年3月	京阪本線(枚方市内)連続立体交差化工事竣工
1994年10月	京阪枚方ステーションモールグランドオープン
1997年10月	京津線京津三条～御陵間廃止、京都市地下鉄東西線への乗入れ開始
2001年7月	中之島高速鉄道(株)設立
2002年3月	京阪本線(寝屋川市内)連続立体交差化工事竣工
2003年8月	クレジットカード「e-kenetカード」の会員募集を開始
2004年3月	当社全事業場一括で環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」認証取得
2005年4月	KUZUHA MALLグランドオープン
2005年5月	京阪シティモールグランドオープン
2006年3月	東京証券取引所市場第一部に上場
2008年10月	中之島線(天満橋～中之島)営業開始
2008年11月	K i K i 京橋グランドオープン
2009年6月	宿泊特化型ホテルの近畿圏外初出店となるホテル京阪札幌が開業
2009年11月	ホテル京阪浅草開業
2010年10月	京阪百貨店住道店グランドオープン
2011年7月	(株)京都センチュリーホテルの株式取得
2012年1月	イースタン興業(株)の株式取得
2014年3月	KUZUHA MALL増床・リニューアルオープン
2014年4月	京阪アセットマネジメント(株)設立
2014年10月	(株)ピオ・マーケットの株式取得
2014年12月	京阪本線淀駅付近立体交差化工事竣工

年月	摘要
2015年4月	京阪電気鉄道分割準備㈱(現京阪電気鉄道㈱)設立
2015年5月	㈱大阪マーチャングイズ・マート(現京阪建物㈱)の株式追加取得
2016年4月	会社分割により、鉄軌道事業、遊園地業を京阪電気鉄道分割準備㈱に、不動産販売事業を京阪電鉄不動産㈱に移転し、持株会社体制に移行するとともに商号を京阪ホールディングス㈱に変更
2016年4月	京阪淀口ジスティクスヤード(内陸型物流施設)開業
2017年7月	㈱ゼロ・コーポレーションの株式取得
2017年7月	ホテル京阪淀屋橋開業
2017年8月	座席指定の特別車両「プレミアムカー」、全車両座席指定の「ライナー」列車を運転開始
2018年12月	ホテル京阪京都八条口、ホテル京阪築地銀座グランデ、ホテル京阪東京四谷開業
2019年1月	京阪グループのフラッグシップホテル「THE THOUSAND KYOTO」開業
2019年12月	「BIOSTYLE」を具現化するフラッグシップ施設「GOOD NATURE STATION」開業

3【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社59社及び関連会社7社で構成され、その営んでいる主要な事業内容は、次のとおりであります。

<子会社>

(1) 運輸業

事業の内容	主要な会社名
鉄道事業	京阪電気鉄道㈱、京福電気鉄道㈱、叡山電鉄㈱、京福バス㈱、三国観光産業㈱、 ㈱京阪エンジニアリングサービス、㈱京阪ステーションマネジメント、㈱京阪エージェンシー
バス事業	京阪バス㈱、京都バス㈱、江若交通㈱、京阪京都交通㈱、ケーター自動車工業㈱、 京都京阪バス㈱、ケービー・エンタープライズ㈱

(2) 不動産業

事業の内容	主要な会社名
不動産事業	当社、京阪電鉄不動産㈱、京阪建物㈱、京阪アセットマネジメント㈱、 ㈱ゼロ・コーポレーション、京阪カインド㈱、イースタン興業㈱、TLS2特定目的会社
建設事業	京阪園芸㈱、京阪ビルテクノサービス㈱、京阪産業㈱、㈱かんこう

(3) 流通業

事業の内容	主要な会社名
流通事業	㈱京阪百貨店、㈱京阪ザ・ストア、㈱京阪流通システムズ、㈱ピオ・マーケット、 ㈱京阪レストラン

(4) レジャー・サービス業

事業の内容	主要な会社名
ホテル事業	㈱ホテル京阪、京阪ホテルズ&リゾート㈱
レジャー事業	大阪水上バス㈱、琵琶湖汽船㈱、㈱樟葉パブリック・ゴルフ・コース、比叡山自動車道㈱、 びわこフードサービス㈱、比叡山鉄道㈱

(5) その他の事業

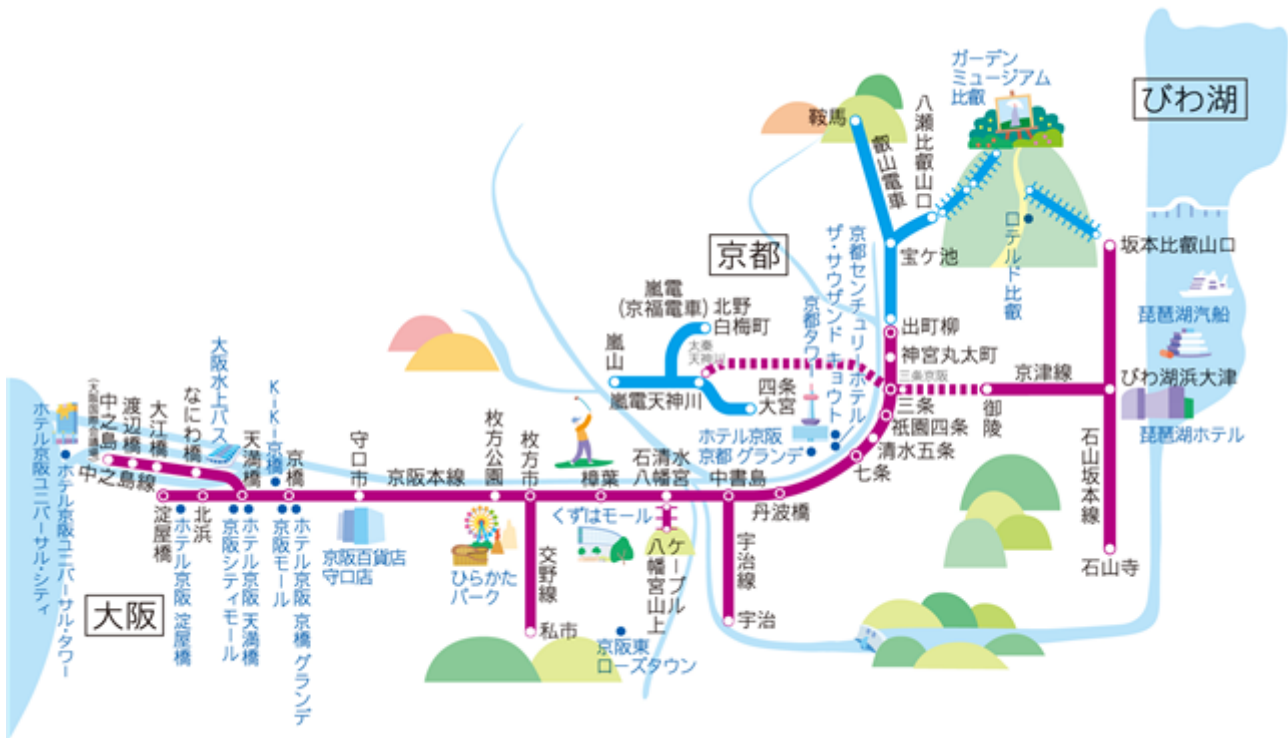
事業の内容	主要な会社名
その他の事業	㈱京阪カード、㈱ピオスタイル

(注)「主要な会社名」には、当社及び連結子会社を記載しております。

< 関連会社 >

事業の内容	主要な会社名
鉄道事業	中之島高速鉄道(株)
不動産事業	PANNARAI DEVELOPMENT CO., LTD.

(注) 「主要な会社名」には、持分法適用関連会社を記載しております。



4【関係会社の状況】

(2020年3月31日現在)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容			
					役員の 兼任等	資金 援助	営業上の取引等	設備の賃貸借
(連結子会社)								
京阪電鉄不動産㈱	大阪市中央区	3,394	不動産業	100.0	有	有	不動産管理業務の委託	-
㈱ホテル京阪	大阪市中央区	1,600	レジャー・サービス業	100.0 (3.0)	有	有	-	土地建物の賃貸
㈱京阪百貨店	大阪府守口市	1,500	流通業	100.0	有	無	-	建物の賃貸
京福電気鉄道㈱ 1、2	京都市中京区	1,000	運輸業	43.5	有	無	-	-
㈱京阪ザ・ストア	大阪市中央区	450	流通業	100.0 (4.4)	有	無	-	建物の賃貸
京阪ホテルズ&リゾート ㈱	京都市下京区	300	レジャー・サービス業	100.0	有	有	-	土地建物の賃貸借
叡山電鉄㈱	京都市左京区	250	運輸業	100.0	有	有	-	-
京阪電気鉄道㈱ 3	大阪市中央区	100	運輸業	100.0	有	有	グループ運営分担金の収受	土地建物の賃貸借
京阪バス㈱	京都市南区	100	運輸業	100.0	有	無	-	-
京都バス㈱ 1	京都市右京区	100	運輸業	100.0 (76.9)	有	無	-	-
京福バス㈱ 1	福井県福井市	100	運輸業	100.0 (100.0)	有	無	-	-
京阪建物㈱	大阪市中央区	100	不動産業	100.0	有	無	不動産管理業務の委託	土地建物の賃貸
京阪アセットマネジメント ㈱	大阪市中央区	100	不動産業	100.0	有	無	不動産管理業務の委託	-
㈱京阪流通システムズ 3	大阪市中央区	100	流通業	100.0	有	無	商業施設管理業務の委託	土地建物の賃貸
㈱ピオ・マーケット	大阪府豊中市	100	流通業	100.0	有	有	-	-
㈱京阪レストラン	大阪市中央区	100	流通業	100.0	有	有	-	-
大阪水上バス㈱	大阪市中央区	100	レジャー・サービス業	100.0	有	有	-	-
京阪ビルテクノサービス ㈱	大阪府枚方市	100	不動産業	100.0	有	無	設備保守管理業務の委託	-
㈱京阪カード	大阪市中央区	100	その他の事業	100.0 (3.2)	有	有	ポイントサービス運営業務の委託	-
琵琶湖汽船㈱	滋賀県大津市	97	レジャー・サービス業	99.5	有	有	-	-
江若交通㈱	滋賀県大津市	90	運輸業	97.0	有	無	-	-
京阪園芸㈱	大阪府枚方市	81	不動産業	100.0	有	有	-	-
㈱ゼロ・コーポレーション	京都市北区	80	不動産業	100.0	有	有	-	-
京阪京都交通㈱	京都府亀岡市	60	運輸業	100.0 (100.0)	有	無	-	-
三国観光産業㈱ 1	福井県坂井市	60	運輸業	85.2 (85.2)	有	無	-	-

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容			
					役員の 兼任等	資金 援助	営業上の取引等	設備の賃貸借
京阪産業(株)	大阪市中央区	60	不動産業	100.0	有	無	-	-
(株)樟葉パブリック・ゴルフ・コース	大阪府枚方市	60	レジャー・サービス業	100.0 (12.5)	有	有	-	-
比叡山自動車道(株)	滋賀県大津市	50	レジャー・サービス業	87.9 (9.4)	有	有	-	-
びわこフードサービス(株)	滋賀県大津市	50	レジャー・サービス業	100.0 (100.0)	有	無	-	-
ケーター自動車工業(株)	大阪府枚方市	50	運輸業	70.0 (36.7)	有	無	-	-
(株)かんこう	大阪市城東区	50	不動産業	100.0	有	有	-	-
京都京阪バス(株)	京都府八幡市	40	運輸業	100.0 (100.0)	有	無	-	-
(株)京阪エンジニアリングサービス	大阪府枚方市	40	運輸業	100.0	有	無	-	-
(株)京阪ステーションマネジメント	大阪市中央区	30	運輸業	100.0 (100.0)	有	無	-	-
京阪カインド(株)	大阪市中央区	30	不動産業	100.0	有	無	不動産管理業務の委託	-
(株)京阪エージェンシー	大阪市中央区	25	運輸業	100.0	有	無	広告宣伝業務の委託	-
比叡山鉄道(株)	滋賀県大津市	20	レジャー・サービス業	90.9	有	有	-	-
イースタン興業(株)	東京都港区	20	不動産業	100.0	有	無	-	-
ケーピー・エンタープライズ(株)	京都市南区	20	運輸業	100.0 (100.0)	有	無	-	-
(株)ピオスタイル	京都市下京区	10	その他の事業	100.0	有	有	-	建物の賃貸
TLS2特定目的会社	東京都新宿区	4,781	不動産業	100.0 (100.0)	無	無	-	-
(持分法適用関連会社)								
中之島高速鉄道(株)	大阪市中央区	26,135	運輸業	33.5	有	無	-	-
PANNARAI DEVELOPMENT CO., LTD.	タイ バンコク	3,644	不動産業	40.0 (40.0)	無	無	-	-

1. 主要な事業内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 1は支配力基準により、実質的に支配していると認められるため子会社としたものであります。
3. 2は東京証券取引所市場第二部に上場しており、有価証券報告書提出会社であります。
4. 3は特定子会社に該当しております。
5. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
6. 営業収益(連結会社相互間の内部営業収益を除く。)が連結営業収益の10%を超える連結子会社の「主要な損益情報等」は、次のとおりであります。

会社名	営業収益	経常利益	当期純利益	純資産額	総資産額
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
京阪電気鉄道(株)	58,368	7,875	5,313	65,299	192,528
京阪電鉄不動産(株)	50,398	4,915	3,088	41,881	133,345
(株)京阪百貨店	50,796	480	279	3,343	14,106

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(2020年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)
運輸業	4,426 [1,111]
不動産業	924 [1,169]
流通業	873 [3,292]
レジャー・サービス業	620 [745]
その他の事業	90 [78]
全社(共通)	150 [20]
合計	7,083 [6,415]

(注)1. 従業員数は、就業人員数であります。

2. 従業員数欄[]内は、臨時従業員数の年間平均人員であり、外数であります。

(2) 提出会社の状況

(2020年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
150 [20]	44.7	18.9	8,215,586

(注)1. 従業員数は、就業人員数であります。

2. 従業員数欄[]内は、臨時従業員数の年間平均人員であり、外数であります。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 従業員は全て管理部門に所属しているため、セグメントごとの記載は省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社及び連結子会社において、労使間において特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

なお、「第2 事業の状況」から「第5 経理の状況」まで、特に記載のない限り、消費税等抜きで記載しております。

1. 経営方針

京阪グループでは、21世紀にも輝き、繁栄を続ける企業グループを目指して、「京阪グループ経営理念」を掲げ、経営理念実現のための基本的な取り組み姿勢を具体的に示した「経営方針」のもと、運輸業、不動産業、流通業、レジャー・サービス業などの分野で積極的な事業展開を図っております。「京阪グループ経営理念」及び「経営方針」は以下のとおりです。

<京阪グループ経営理念>

京阪グループは、人の暮らしに夢と希望と信頼のネットワークを築いて、快適な生活環境を創造し、社会に貢献します。

<経営方針>

経営姿勢

- ・地域社会、顧客、株主、社員を大切にします。
- ・法令および社会規範を遵守し、企業の社会的責任を果たします。
- ・自然環境にやさしい企業運営を目指し、環境の保全や資源の保護に配慮します。
- ・常に新しいことに取り組み、自己改革を実現します。
- ・顧客第一主義のもと、鉄道事業を基幹としたライフステージネットワークを展開し、快適な生活環境を創造します。

2. 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当社グループでは、激変する将来の経営環境においても、当社グループが持続的な成長を続けるために、「価値創造」と「グローバル展開」に挑戦する、2050年を見据えた経営ビジョン「美しい京阪沿線、世界とつながる京阪グループへ」を策定しております。

当社グループは、この経営ビジョンのもと、京阪沿線が、もっと多くの人から「住みたい、訪れたい沿線」として選ばれるよう、まちや観光の価値を創造し世界へ発信するとともに、持続可能な社会の実現に寄与するライフスタイルを創造し世界に共感の輪を広げ、沿線を基盤にアジア・ワイドで事業を展開することに挑戦いたします。

また、経営ビジョン実現に向け、2026年度を目標年次とした長期経営戦略を定め、持続的に成長する企業グループとしての基盤を築くことをめざしております。

一方、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、国内では外出自粛要請がなされたほか、インバウンドが激減したことなどにより、景気は急速に悪化しており、その収束の見通しも不透明であります。加えて、ホテル事業におきましては、大阪や京都などを中心に競争が激化するなど、当社グループを取り巻く経営環境は非常に厳しい状況にあります。

このような情勢のもと、当社グループでは、まずはお客さまや従業員への感染拡大防止に努めるとともに、事業の継続が求められている輸送サービスや生活必需品の小売などのサービスの提供を継続することに注力するほか、業務の更なる効率化を推進して、同感染症による影響を最小限に抑えることをめざしてまいります。

そして、新型コロナウイルス感染症が収束した際には、市況の変化や、消費・需要動向に応じた施策を推進できるよう先んじて打ち手を講じるとともに、長期経営戦略に基づく取組みについて、情勢の変化に応じて適宜最適化を図りながら、着実に推進してまいります。

長期経営戦略及び各事業の基本戦略の概略は、次のとおりであります。

1. 基本方針

主軸戦略として、「沿線再耕」「観光共創」「共感コンテンツ創造」の3つの取組みを進めます。また、経営ビジョンに向けた布石として、エリアポートフォリオの構築と次世代を見据えたイノベーションの推進にも取り組みます。

2. 主軸戦略

(a) 「沿線再耕」 駅を拠点とする都市再生で美しい京阪沿線へ

駅を拠点として地域の歴史・文化・産業などの特色を活かした都市開発を推進し、これらを交通ネットワークで結ぶことで、魅力あふれる美しい沿線を再生し、沿線の居住・来訪者の拡大を図ります。「大阪東西軸復権とえきから始まるまちづくり」を重点施策に掲げ、淀屋橋、京橋、中之島、天満橋といった大阪市内東西軸の拠点開発を推進いたします。また、枚方市や大阪東西軸に連なるエリアを中心に、駅と周辺部を地域特性に応じて再生し、都心部のまちづくりと相乗効果をめざします。

(b) 「観光共創」 地域と当社グループで観光を共創、グローバル交流を促進

成長する観光市場で、当社グループの総合力を発揮して地域と観光を共創し、京都を中心に魅力ある観光体験を提供・発信して、国内外からの来訪者増加を図ります。「京都を中心とした観光・インバウンド事業強化」を重点施策に掲げ、京都駅前・四条河原町・三条といった京都市内の拠点開発のほか、洛北～東山～伏見・宇治エリアを中心に観光ルート拡大に向けた取組みを推進いたします。あわせて比叡山・びわ湖から京都を経て大阪につながる「水の路」とも連動させながら、京都観光の魅力を高める観光ルートや観光コンテンツを創造してまいります。

(c) 「共感コンテンツ創造」 お客さまに共感いただける商品・サービス・事業を創造

お客さまのくらしの価値を高めると同時に、環境をはじめとする社会課題の解決にも寄与する商品・サービス・事業の創造に取り組み、共感され、選ばれる京阪グループをめざします。「BIOSTYLE - 選ばれる京阪をめざして - 」を重点施策に掲げ、新たなライフスタイルとして提案する「BIOSTYLE」の発信拠点として、四条河原町に開業したフラッグシップ施設「GOOD NATURE STATION」をはじめ、順次コンテンツを拡大展開し、当社グループの新たなブランドを確立いたします。また、グループ各事業の商品・サービスにも「BIOSTYLE」を取り入れ、お客さまに共感いただける商品・サービスを展開してまいります。

3. 経営ビジョンに向けた布石

(a) エリアポートフォリオの構築

観光事業にとどまらず、京都での事業展開を重視し、当社グループの事業機会の拡大を図ります。また、主軸戦略を最優先に取り組みつつ、沿線で培ったノウハウを活用し、沿線外や海外成長市場への事業展開を進めることで、当社グループの事業エリアを拡大します。

(b) 次世代を見据えたイノベーションの推進

ICT技術の革新をはじめとする環境変化を見据え、商品・サービス・事業のイノベーションを進め、生産性が高く創造性豊かな企業グループへ進化することをめざします。

4. 各事業戦略

(a) 運輸業

将来予想される沿線人口や労働人口の減少に備え、新たな需要創造や交通ネットワーク強化による収益力の向上と事業の効率化による経営基盤の強化を図り、当社グループの礎である、安全・安心ブランドの価値をさらに高める役割を担います。

(b) 不動産業

短期回転型・長期保有型いずれの事業においても、開発メニューやコンテンツの多角化を進め、多様な不動産活用による収益機会の拡大を図ります。また、沿線内外や海外において当社グループ各事業の展開基盤となる不動産の調達・開発を進め、グループの成長ドライバーとしての役割を果たします。

(c) 流通業

消費者の価値観が変化する中、お客さまに共感いただけるライフスタイルを提案するため、新業態の開発や商品・サービス・店舗のバリューアップを推進します。あわせて、主軸戦略に寄与する商業コンテンツを供給することで、収益を拡大します。また、既存事業の体質強化を進め、利益率の改善を図ります。

(d) レジャー・サービス業

当社グループ各ホテルが持つ立地の優位性を最大限に活かし、競争力の強化に努めてまいります。加えて、IoTやAIなどの技術導入や、施設内・施設間における徹底した業務連携により、効率化を一層推進してまいります。また、当社グループ横断で取り組む観光商品のセールス・マーケティングの中心機能を担い、沿線エリアへの誘客や観光コンテンツの強化を図ります。

3. 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、2021年3月期を最終年度とする3ヵ年の中期経営計画及び2027年3月期を目標年次とする長期経営戦略において「EBITDA」、「ネット有利子負債/EBITDA倍率」、「ROE」及び「営業利益」を重要な指標として位置付けております。

しかしながら、ライフスタイルの変化やインバウンドの激減といった新型コロナウイルス感染症拡大による影響を、現段階では合理的に算出することが困難なことから、2021年3月期の予想につきましては、未定としております。

経営指標	翌連結会計年度予想 (2021年3月期)	中期経営計画数値目標 (2021年3月期)	長期経営戦略数値目標 (2027年3月期)
EBITDA	未定	57,000百万円	72,000百万円以上
ネット有利子負債/EBITDA倍率	未定	6倍台	6倍台
ROE	-	8%以上	8%以上
営業利益	未定	33,500百万円	43,000百万円以上

営業利益 + 減価償却費

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況に重要な影響を及ぼす可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1)外部経営環境に関わるリスク

感染症の流行等

当社グループの事業エリアにおいて、感染症の大規模流行や、それに伴う移動制限、ライフスタイルの大幅な変化等が生じた場合、当社施設を利用されるお客さまの減少や、鉄道の列車運行等の事業運営に支障をきたすことにより、当社グループの経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大及びこれに対する各国政府の対応等により、当社においても各事業に影響が及んでおります。お客さま及び従業員の健康と安全を考慮した感染症拡大防止を最優先に実施するとともに、これらの経営成績等への影響を最小限に抑えるための施策や将来の利益成長に向けた取り組みにチャレンジしてまいります。2021年3月期については、流行収束の見通しが不透明であり、当社グループの経営成績等への影響は避けられないと考えております。

自然災害・気候変動等

当社グループは、大阪府、京都府、滋賀県を中心とする事業エリアに鉄道施設をはじめとして賃貸ビルや店舗等の営業施設を多数所有しております。当該事業エリアに大きな被害をもたらす地震等の自然災害が発生した場合や、所有する施設がテロの対象となった場合を想定し、必要とされる安全対策や事業継続・早期復旧のための対策として、事業継続計画（BCP）を策定しております。しかし、リスク全てを回避することは困難であり、その場合には経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

競合

鉄道事業及びバス事業におきましては、当社グループの営業エリアに他社が参入してきた場合、また、流通業及びホテル事業におきましては、当社グループの店舗周辺に他社が新規進出することなどにより競争が激化した場合には、経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。当社グループとしては、当社事業エリアへの居住・誘客を促進するとともに、持続可能な社会の実現に寄与するライフスタイルの提案を通して、お客さまから共感され、選ばれる京阪グループを目指し、一層努力してまいります。

少子高齢化

当社グループは、大阪府、京都府、滋賀県を事業エリアのベースとし、地域に密着した企業群でありますので、少子高齢化の進展により当該事業エリアの人口が大幅に減少した場合、鉄道旅客数の減少などにより経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。これらに対応するべく、当社事業エリアへの居住・誘客を促進するため、長期経営戦略に掲げる主軸戦略を推進しております。

人材確保・育成

当社グループでは、地域経済やお客さまに対して価値を創造・提供するための基盤として、多様な価値観・ライフスタイルを持つ従業員が、その能力を存分に発揮できるよう、働きやすく、働き甲斐のある職場環境や組織風土の醸成に取り組み、各種階層別研修や外部派遣研修の実施に加え、テレワークやコンセンレーション・ブースを導入しておりますが、採用難や離職率の増加、あるいは最低賃金・時給相場上昇、社会保険料増加等による人件費高騰により、当社グループの経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

不動産市況の悪化

国内外の要因により景気や金利、地価、税制が変動し、それに合わせて不動産市況が悪化する場合には、経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

海外事業展開

当社グループが海外の会社への出資等する際には、カントリーリスク及び為替リスクを勘案したうえで投資判断を行っておりますが、当該国の政治・経済・社会情勢に起因した代金回収や事業遂行の遅延・不能等、想定を上回る事態が発生し、経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

原油等の資源価格の高騰

原油等の資源価格の上昇は、当社グループの鉄道事業やバス事業、レジャー事業などに大きな影響を及ぼします。また、不動産業におけるマンション建築工事費やホテル事業、飲食店業におけるエネルギーコストの上昇は、資源価格が想定以上の水準にまで高騰した場合には、経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 財政状態

有利子負債

当社グループでは、中期経営計画においてネット連結有利子負債 / EBITDA倍率の向上を目標としておりますが、当連結会計年度末時点の連結有利子負債（借入金、社債、短期社債の合計額）は327,132百万円であり、今後の金利動向次第では経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

退職給付債務

当社グループ従業員の退職給付費用及び債務は、主に割引率、長期期待運用収益率等の数値計算によって算出されておりますが、経済情勢の変化等によりこれらの前提条件が変更された場合や、年金資産の運用状況の悪化などがあった場合は、数値計算上の差異としてそれ以降の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

保有資産の時価下落

当社グループが保有するたな卸資産、有形・無形固定資産及び投資有価証券等は今後時価が著しく下落した場合、減損損失または評価損を計上し経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

企業買収等

当社グループ各社は、今後の成長に向けた競争力強化のため企業買収等を行っており、また、将来行うことがあります。企業買収等の実施に当たっては、相手先企業の業績、財政状況、買収に伴うリスク等を考慮し進めるよう努めております。しかしながら、買収先企業の業績が買収時の想定を下回る場合、又は事業環境の変化や競合状況等により期待する成果が得られないと判断された場合には、企業買収等を行ったグループ各社においてのれん等の減損損失が発生し、当社グループの経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) コンプライアンス

当社グループでは、コンプライアンス経営を維持・推進するために、コンプライアンス遵守に関する教育を定期的を実施する等の啓発活動に努めておりますが、これらに反する重大な不正・不法行為が発生した場合、当社グループの社会的信用の失墜や経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 事故・不祥事等

当社グループでは鉄道、バスなど大量の旅客を輸送する公共交通事業を営んでおり、安全管理には万全の注意を払っておりますが、大規模な事故が発生した場合には経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループではクレジットカード業を営む京阪カードをはじめとして多数のお客さまの個人情報を取扱っており、情報セキュリティ強化に努め、その管理には万全を期しておりますが、システムトラブルや犯罪行為により情報流出が発生した場合には京阪ブランドの信用失墜のみならず、お客さまからの損害賠償請求等により経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

このほか、当社グループでは、主として一般消費者を顧客としている流通業やレジャー・サービス業等において、関係法令の遵守状況の確認や品質・衛生管理・食品表示のチェックなどを実施し、販売する商品の品質・食品の安全性の確保、適切な食品表示に努めておりますが、これらについて信用毀損が生じた場合、経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法的規制

当社グループの基幹事業である鉄道事業は「鉄道事業法（昭和61年法律第92号）」の定めにより、経営しようとする路線及び鉄道事業の種別について国土交通大臣の許可を受けなければなりません（同法第3条）。なお、当該許可には期間の定めはありません。

また、収入の根幹をなす旅客運賃等の設定・変更については上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません（同法第16条）。なお、当該上限の範囲内で旅客運賃等を設定・変更しようとするときには、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければなりません。

許可の取り消しに関しては、同法第30条に定められており、同法、同法に基づく命令、同法に基づく処分・許可・認可に付した条件に違反した場合、正当な理由がないのに許可または認可を受けた事項を実施し

ない場合、同法第6条に定める事業許可の欠格事由に該当することとなった場合などに許可の取り消しとなる可能性があります。

現時点において同法に抵触する事実等は存在しませんが、抵触し、国土交通大臣より事業の停止や許可の取り消しを受けた場合には、経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

このほか、鉄道事業以外の当社グループ会社が展開する各事業においても、様々な法令・規則等の規制の適用を受けており、遵守いたしますが、これら法的規制が変更された場合には、当社グループの経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

当連結会計年度末の財政状態は、次のとおりであります。

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	増減額	増減率
	百万円	百万円	百万円	%
総資産	731,750	732,824	1,073	0.1
負債	493,055	478,765	14,289	2.9
純資産	238,695	254,058	15,363	6.4

経営成績の状況

当連結会計年度の経営成績は、次のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
	百万円	百万円	百万円	%
営業収益	326,159	317,103	9,056	2.8
営業利益	33,715	31,123	2,592	7.7
経常利益	32,108	29,886	2,222	6.9
親会社株主に帰属する 当期純利益	21,480	20,121	1,359	6.3

セグメント別の営業成績は、次のとおりであります。

当連結会計年度のセグメント別営業成績

	営業収益			営業利益		
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率
	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%
運輸業	93,926	93,365	0.6	11,221	10,862	3.2
不動産業	118,607	110,228	7.1	17,468	16,906	3.2
流通業	98,727	98,186	0.5	2,923	3,258	11.5
レジャー・サービス業	30,621	32,081	4.8	1,817	1,336	26.5
その他の事業	1,843	2,908	57.8	57	921	-
計	343,726	336,770	2.0	33,373	31,443	5.8
調整額	17,567	19,667	-	342	319	-
連結	326,159	317,103	2.8	33,715	31,123	7.7

(運輸業)

運輸業全体の営業収益は93,365百万円（前期比561百万円、0.6%減）、営業利益は10,862百万円（前期比358百万円、3.2%減）となりました。営業利益の減益は、新型コロナウイルス感染症の影響などによるものです。

(不動産業)

不動産業全体の営業収益は110,228百万円（前期比8,378百万円、7.1%減）、営業利益は16,906百万円（前期比562百万円、3.2%減）となりました。営業利益の減益は、不動産販売業における前期の大型マンション販売の反動減などによるものです。

(流通業)

流通業全体の営業収益は98,186百万円(前期比541百万円、0.5%減)、営業利益は3,258百万円(前期比335百万円、11.5%増)となりました。営業利益の増益は、人件費や経費の減少などによるものです。

(レジャー・サービス業)

レジャー・サービス業全体の営業収益は32,081百万円(前期比1,460百万円、4.8%増)、営業利益は1,336百万円(前期比481百万円、26.5%減)となりました。営業利益の減益は、ホテル事業における競合との価格競争激化や新型コロナウイルス感染症の影響による稼働率及び客室単価の低下などによるものです。

(その他の事業)

その他の事業全体の営業収益は2,908百万円(前期比1,065百万円、57.8%増)、営業損失は921百万円(前期は57百万円の営業損失)となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローは、次のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額
	百万円	百万円	百万円
営業活動による キャッシュ・フロー	36,473	32,033	4,439
投資活動による キャッシュ・フロー	48,059	26,363	21,695
財務活動による キャッシュ・フロー	12,655	12,138	24,794
現金及び現金同等物の 増減額	1,069	6,468	7,538

生産、受注及び販売の実績

当社グループは、交通用役を提供する運輸業から、販売商品が一様でない不動産販売業、空間を提供する不動産賃貸業やホテル業、そして日用品などを販売する流通業などまで多様な事業を営んでおります。提供品目は広範囲かつ多種多様であり、同種のサービス、製品であっても、その内容、容量、構造、形式等は必ずしも一様ではなく、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

そのため生産、受注及び販売の実績については、「(2)経営者の視点による経営成績等の状況の分析」においてセグメントごとに業績と関連付けて示しております。

(2)経営者の視点による経営成績等の状況の分析

当連結会計年度のわが国経済は、企業収益が高い水準で推移したことに加え、雇用及び所得環境の改善による個人消費の持ち直しにより、緩やかに回復しておりましたが、期の終盤に急拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により景気は大幅に下押しされるなど、厳しい状況となりました。

このような経済情勢のもとにおきまして、当社グループでは、各事業にわたり積極的な営業活動を行って、業績の向上に努めましたが、当連結会計年度の経営成績等は以下のとおりとなりました。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末において判断したものであります。

財政状態の分析

当連結会計年度末の総資産につきましては、受取手形及び売掛金が減少したものの、販売土地及び建物や有形固定資産が増加したことなどにより、732,824百万円(前期末比1,073百万円、0.1%増)となりました。

負債につきましては、有利子負債が減少したほか、工事代金などの支払いに伴い未払金が減少したことなどにより、478,765百万円(前期末比14,289百万円、2.9%減)となりました。なお、有利子負債(借入金、社債、短期社債の合計額)は、327,132百万円(前期末比7,214百万円減)となりました。

純資産につきましては、利益剰余金が増加したことなどにより、254,058百万円(前期末比15,363百万円、6.4%増)となりました。

この結果、自己資本比率は34.1%(前期末比2.0ポイント上昇)となりました。

経営成績の分析

< 営業収益及び営業利益 >

当連結会計年度の営業収益は317,103百万円（前期比9,056百万円、2.8%減）、営業利益は31,123百万円（前期比2,592百万円、7.7%減）となりました。これは、不動産業における前期の大型マンション販売の反動減や、新型コロナウイルス感染症の影響などによるものです。

なお、新型コロナウイルス感染症が当連結会計年度の営業収益及び営業利益に及ぼした影響は、次のとおりであります。

当連結会計年度における新型コロナウイルス感染症の影響

	営業収益	営業利益	主な影響
	億円	億円	
運輸業	20	19	鉄道・バスの旅客数減少
不動産業	0	0	展示場・貸し会議室利用のキャンセル
流通業	14	5	商業施設の利用者数減少
レジャー・サービス業	33	22	ホテル・レジャー施設の利用者数減少
その他の事業	1	0	商業施設の利用者数減少
連 結	70	49	

セグメント別の分析内容は、次のとおりであります。

（運輸業）

a. 当連結会計年度における主な取組み

鉄道事業におきましては、京阪電気鉄道(株)において、観光需要の一層の獲得を図るため、2019年6月19日、鋼索線におきまして、車両のデザインを一新し、2019年10月1日より通称を「石清水八幡宮参道ケーブル」に変更するとともに、京阪本線「八幡市駅」を「石清水八幡宮駅」に駅名変更いたしました。また、同社においては全車両座席指定の「ライナー」列車及び座席指定の特別車両「プレミアムカー」が引き続き堅調に推移いたしました。このほか、叡山電鉄(株)においては、2020年3月19日、安全性や利便性の向上を目的として鞍馬線「貴船口駅」をリニューアルいたしました。また、京福電気鉄道(株)においては、交通ネットワークの強化等を目的として、北野線「北野白梅町駅」のリニューアルを行い、2020年3月20日より新しい駅施設が供用開始となるなど、鉄道事業全体で一層のサービス向上と旅客誘致に努めました。

バス事業におきましては、京阪バス(株)において、京阪沿線から京阪グループの重要な拠点である京都駅前への交通ネットワークを強化するため、2019年4月1日より、七条駅と京都駅（ホテル「THE THOUSAND KYOTO（ザ・サウンズド キョウト）」前）を結ぶ新たな路線である「京阪七条 - 京都ステーションループバス」の運行を開始するなど、積極的な営業活動を行い競争力の強化を図りました。

b. 営業成績の分析

運輸業営業成績

	営業収益			営業利益		
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率
	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%
鉄道事業	76,634	76,184	0.6	9,788	9,272	5.3
バス事業	27,620	27,480	0.5	1,393	1,541	10.6
消 去	10,327	10,299	-	39	49	-
計	93,926	93,365	0.6	11,221	10,862	3.2

鉄道事業におきましては、前期の自然災害の反動増に加え、京都方面観光客数の増加や「プレミアムカー」の好調などにより、営業成績は堅調に推移していましたが、2020年2月以降の新型コロナウイルス感染症の影響で旅客数が大幅に減少したことなどにより、営業収益は76,184百万円（前期比450百万円、0.6%減）となりました。営業費につきましては、退職給付に係る数理計算上の差異償却額が増加したほか、消費税率改定に伴う駅務機器改修などにより修繕費が増加しました。これらの結果、営業利益は9,272百万円（前期比516百万円、5.3%減）となりました。

バス事業におきましては、一般路線やリムジンバス（関西国際空港線）の乗合収入が堅調に推移していましたが、2020年2月以降の新型コロナウイルス感染症の影響で旅客数が大幅に減少したことなどにより、営業収益は27,480百万円（前期比139百万円、0.5%減）となりました。しかしながら、退職給付に係る数理計算上の差異償却額の減少や運転士不足による人件費の減少などにより、営業利益は1,541百万円（前期比147百万円、10.6%増）となりました。

c. 京阪電気鉄道(株)の運輸成績

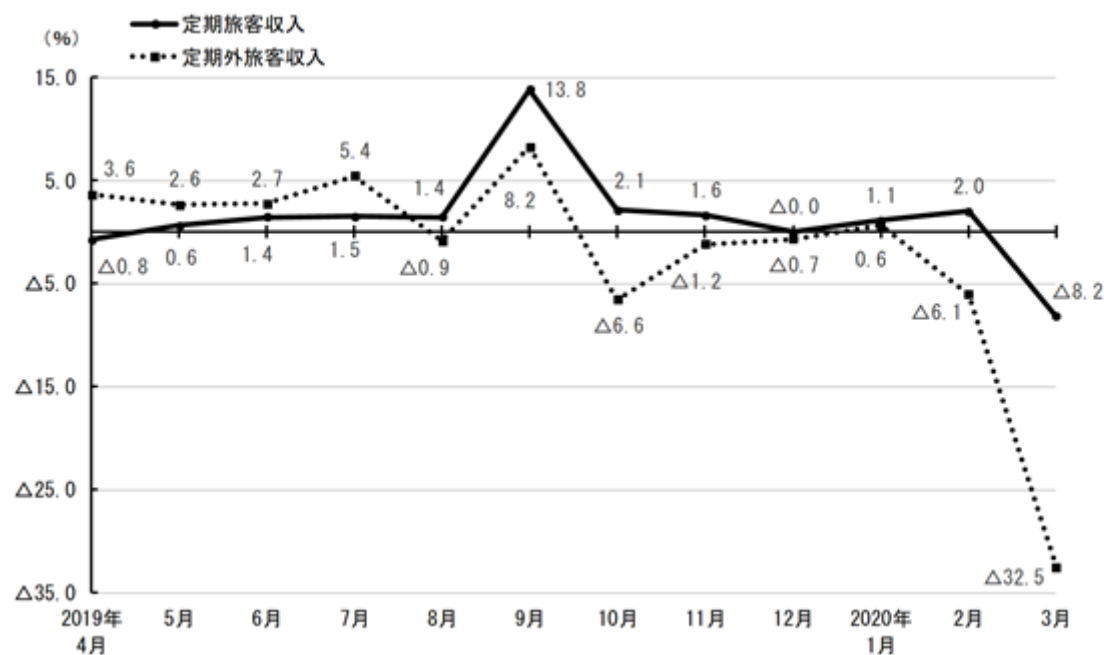
定期旅客収入につきましては、雇用情勢の改善などにより、17,102百万円（前期比235百万円、1.4%増）となりました。しかしながら、定期外旅客収入につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、34,379百万円（前期比808百万円、2.3%減）となりました。

京阪電気鉄道(株) 運輸成績

種 別	単 位	当連結会計年度 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日		
			対前連結会計年度 増減率	
営業日数	日	366	0.3%	
営業キロ	キロ	91.1	-	
客車走行キロ	千キロ	89,978	0.8	
旅客 人員	定期	千人	147,461	1.5
	定期外	"	145,643	2.8
	計	"	293,104	0.7
旅客 収入	定期	百万円	17,102	1.4
	定期外	"	34,379	2.3
	計	"	51,481	1.1
運輸雑収	"	3,802	0.3	
収 入 計	"	55,284	1.0	
乗車効率	%	35.01	-	

（注）乗車効率の算出は、延人キロ / (客車走行キロ × 平均定員) × 100によります。

京阪電気鉄道(株) 旅客収入(対前年同月比)



(不動産業)

a. 当連結会計年度における主な取組み

不動産販売業におきましては、「京阪東ローズタウン」「ローズプレイス交野駅前」「ローズプレイス京都三宅八幡」などの土地建物を販売いたしました。また、マンションでは、「ザ・京都レジデンス御所東」「ファイン エクストラ シティ」「ファインシティ千里津雲台」などのほか、関西圏以外におきましても積極的な事業展開に努め、「ファインシティ札幌ザ・ノースゲート」「ファインシティ武蔵野富士見」などを販売いたしました。

不動産賃貸業におきましては、更なる事業の拡大・強化を目指し参画してまいりました。虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業におきまして、2020年1月15日、「虎ノ門ヒルズ ビジネスタワー」(東京都港区、地上36階・地下3階建、当社は区分所有権を保有)が竣工いたしました。

b. 営業成績の分析

不動産業営業成績

	営業収益			営業利益		
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率
	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%
不動産事業	100,250	91,413	8.8	16,841	16,324	3.1
建設事業	24,578	24,762	0.7	817	705	13.8
消 去	6,222	5,947	-	190	123	-
計	118,607	110,228	7.1	17,468	16,906	3.2

不動産事業内訳

	営業収益			営業利益		
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率
	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%
不動産販売業	74,907	63,753	14.9	6,563	5,525	15.8
不動産賃貸業	21,826	23,872	9.4	9,900	10,396	5.0
その他	3,516	3,787	7.7	377	403	6.9
計	100,250	91,413	8.8	16,841	16,324	3.1

不動産販売業におきましては、東京都内において2棟の事業用物件を売却したものの、前期に「ザ・ファインタワー梅田豊崎」「北浜ミッドタワー」などの大型マンションを販売した反動が大きく、営業収益は63,753百万円（前期比11,154百万円、14.9%減）、営業利益は5,525百万円（前期比1,038百万円、15.8%減）となりました。

不動産賃貸業におきましては、前期に取得した「THE THOUSAND KYOTO及び京都センチュリーホテル」「ホテル京阪京都八条口」の通期寄与などにより、営業収益は23,872百万円（前期比2,045百万円、9.4%増）、営業利益は10,396百万円（前期比495百万円、5.0%増）となりました。

（流通業）

a. 当連結会計年度における主な取組み

百貨店業におきましては、インバウンド需要が好調に推移いたしましたほか、前期に開業した「無印良品 京阪ひらかた」が通期で寄与いたしました。

ストア業におきましては、前期に開業した「ひらかた もより市」が通期で寄与いたしましたほか、首都圏におきまして「SWEETS BOX」を新規出店し積極的な店舗展開に努めるなど、収益力の強化を図りました。

ショッピングモールの経営におきましては、東京都足立区の商業施設「パサージュ西新井」のプロパティマネジメント業務を受託したほか、大丸山科店の閉店に伴い「ラクト山科ショッピングセンター」の一部区画を賃借し「無印良品 京都山科」を誘致するなど、収益力の強化を図りました。

b. 営業成績の分析

流通業営業成績

	営業収益			営業利益		
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率
	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%
百貨店業	50,886	50,796	0.2	292	586	100.1
ストア業	30,143	29,831	1.0	730	592	19.0
ショッピングモールの経営	14,788	14,818	0.2	1,839	1,986	8.0
その他	7,866	7,624	3.1	88	78	11.5
消 去	4,958	4,883	-	28	15	-
計	98,727	98,186	0.5	2,923	3,258	11.5

百貨店業におきましては、暖冬による冬物衣料の苦戦や新型コロナウイルス感染症の影響などにより、営業収益は50,796百万円（前期比90百万円、0.2%減）となりました。しかしながら、人件費や電灯電力料の減少などにより、営業利益は586百万円（前期比293百万円、100.1%増）となりました。

ストア業におきましては、新型コロナウイルス感染症や前期に閉店したCVS店舗の影響などにより、営業収益は29,831百万円（前期比312百万円、1.0%減）、営業利益は592百万円（前期比138百万円、19.0%減）となりました。

ショッピングモールの経営におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、「京阪シティモール」の改装効果に加え、電灯電力料の減少などもあり、営業収益は14,818百万円（前期比29百万円、0.2%増）、営業利益は1,986百万円（前期比147百万円、8.0%増）となりました。

（レジャー・サービス業）

a. 当連結会計年度における主な取組み

ホテル事業におきましては、前期に開業した「THE THOUSAND KYOTO」、「ホテル京阪京都八条口」、「ホテル京阪築地銀座グランデ」及び「ホテル京阪東京四谷」が通期で寄与いたしましたほか、積極的な営業活動を行い競争力の強化に努めました。

b. 営業成績の分析

レジャー・サービス業営業成績

	営業収益			営業利益		
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率
	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%
ホテル事業	26,800	28,337	5.7	1,688	1,379	18.3
レジャー事業	3,848	3,772	2.0	107	62	-
消 去	27	27	-	21	18	-
計	30,621	32,081	4.8	1,817	1,336	26.5

ホテル事業におきましては、競合との価格競争激化や新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、前期に開業した「THE THOUSAND KYOTO」ほか3店舗の通期寄与などにより、営業収益は28,337百万円（前期比1,536百万円、5.7%増）となりました。しかしながら、稼働率及び客室単価が低下したことなどにより、営業利益は1,379百万円（前期比308百万円、18.3%減）となりました。

レジャー事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による遊覧船などの利用者数の減少に加え、ゴルフ場改装に伴う減価償却費や修繕費の増加などもあり、営業収益は3,772百万円（前期比76百万円、2.0%減）、営業損失は62百万円（前期は107百万円の営業利益）となりました。

（その他の事業）

その他の事業におきましては、2019年12月9日、健康的で美しくクオリティの高い生活を実現し、循環型社会に寄与するライフスタイル「BIOSTYLE（ビオスタイル）」を具現化するフラッグシップ施設として、複合型商業施設「GOOD NATURE STATION（グッド ネイチャー ステーション）」を開業いたしました。

これらの結果、その他の事業全体の営業収益は2,908百万円（前期比1,065百万円、57.8%増）となりましたが、同施設開業に伴う費用の増加などにより、営業損失は921百万円（前期は57百万円の営業損失）となりました。

< 営業外損益及び経常利益 >

経常利益は29,886百万円（前期比2,222百万円、6.9%減）となりました。これは、支払利息の減少などにより営業外損益が改善したものの、営業利益が減少したことによるものです。

< 特別損益及び親会社株主に帰属する当期純利益 >

特別損益は前連結会計年度に比べ1,388百万円の改善となりました。これは、前連結会計年度に計上した災害による損失の反動減などによるものです。

これらの結果、税金等調整前当期純利益は31,214百万円（前期比834百万円、2.6%減）となり、これから法人税等及び非支配株主に帰属する当期純利益を控除した親会社株主に帰属する当期純利益は20,121百万円（前期比1,359百万円、6.3%減）となりました。

キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比較して6,466百万円減少し、当連結会計年度末には14,911百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、たな卸資産が増加したことなどにより、前連結会計年度に比較して4,439百万円の収入減となり、32,033百万円の収入となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の取得による支出が減少したことなどにより、前連結会計年度に比較して21,695百万円の支出減となり、26,363百万円の支出となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度は有利子負債が増加しましたが、当連結会計年度は減少に転じたことなどにより、12,138百万円の支出（前連結会計年度は12,655百万円の収入）となりました。

資本の財源及び資金の流動性

<財務戦略の基本方針>

当社グループは、財務健全性を維持した上で、獲得した利益や有利子負債による調達資金、資産売却による回収資金を、将来の成長を実現するための事業投資に優先的に配分することを財務戦略の基本方針としております。

基本方針の詳細は下記(1)～(5)に記載しておりますが、2021年3月期においては新型コロナウイルス感染防止抑制と業績悪化への対応を最優先とし、事業投資の実施や資金調達において、財務状態を勘案しながら規模や時期を含め判断してまいります。

(1)当社グループが考える財務健全性について

当社グループは自己資本比率、ネット有利子負債/EBITDA倍率等を勘案して、財務健全性を維持してまいります。

(2)将来の成長を実現するための事業投資について

当社グループは中期経営計画「暮らし・まち・ときめき創造」の主軸戦略である「沿線再耕」「観光共創」「共感コンテンツ創造」に基づき、3ヵ年で合計1,000億円を「戦略投資」に設定し、企業価値と京阪ブランドの向上に資する成長投資を積極的に実行してまいります。

(3)資金需要について

当社グループの資金需要には、営業活動に係る資金として主に運輸業における鉄道運行のための動力費、設備の修繕費、不動産業における販売用不動産の取得等があり、設備投資資金として、運輸業における鉄道設備への安全性、快適性の向上のための投資、不動産業における賃貸施設の建設資金等があります。なお、重要な設備投資の計画につきましては、「第3 設備の状況 3.設備の新設、除却等の計画(1)重要な設備の新設等」に記載のとおりです。

このような資金需要に対し、自己資金または借入、社債発行等により資金調達することとしております。また、運転資金の効率的な運用を行うため、複数の金融機関の間で当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

(4)資金調達の方針について

当社グループは健全な財務体質であり、資本効率の観点からも有利子負債を増加させる余地があると考えております。また、現在の低金利環境を活用し、将来の金利上昇に備え、超長期での社債発行等、調達期間の長期化を図ってまいります。

(5)株主還元の方針について

当社グループの株主還元方針においては、積極的な投資と合わせ資本効率の改善により、中長期的にROEの維持・向上に取り組むとともに、成果に応じた安定的な配当を継続いたします。資本効率の改善については、市場環境や投資機会等を総合的に勘案したうえで、その時期や規模を判断し、自己株式取得により機動的に実施いたします。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって採用している「重要な会計方針」については、「第5 経理の状況 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりです。

なお、当社グループにおける会計上の見積りのうち、重要なものは以下のとおりです。

(固定資産の減損)

当社グループは、使用中の資産または資産グループ、処分予定の資産または資産グループの減損の兆候を定期的に確認しております。減損の兆候がある資産または資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響は事業によって程度は異なるものの、国内需要については2020年9月末頃までに、インバウンド需要については年末までに徐々に回復するとの仮定を置き、割引前将来キャッシュ・フロー及び回収可能価額の見積りを行っております。割引前将来キャッシュ・フロー及び回収可能価額の見積りは合理的に行われたものと考えておりますが、見積りを修正した場合には、評価の結果が変わり、将来の業績に影響を及ぼす可能性があります。

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、2021年3月期を最終年度とする3ヵ年の中期経営計画及び2027年3月期を目標年次とする長期経営戦略において「EBITDA」、「ネット有利子負債/EBITDA倍率」、「ROE」及び「営業利益」を重要な指標として位置付けております。

当連結会計年度の各指標は、前連結会計年度に比較して次のとおり推移いたしました。前連結会計年度からの変動は、営業利益の減少などによるものです。

なお、翌連結会計年度の予想につきましては、ライフスタイルの変化やインパウンドの激減といった新型コロナウイルス感染症拡大による影響を、現段階では合理的に算出することが困難なことから、未定としております。

経営指標	前連結会計年度 (2019年3月期)	当連結会計年度 (2020年3月期)
EBITDA	53,535百万円	51,908百万円
ネット有利子負債/EBITDA倍率	5.85倍	6.01倍
ROE	9.4%	8.3%
営業利益	33,715百万円	31,123百万円

経営指標	翌連結会計年度予想 (2021年3月期)	中期経営計画数値目標 (2021年3月期)	長期経営戦略数値目標 (2027年3月期)
EBITDA	未定	57,000百万円	72,000百万円以上
ネット有利子負債/EBITDA倍率	未定	6倍台	6倍台
ROE	-	8%以上	8%以上
営業利益	未定	33,500百万円	43,000百万円以上

営業利益 + 減価償却費

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

特記事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度は、運輸業の鉄道事業における運転保安向上、サービス改善のための設備投資、及び各事業における成長分野への事業展開、既存の設備に対する利便性向上、サービス改善のための設備投資など、全事業で29,324百万円の設備投資を実施いたしました。

運輸業においては京阪線ATS（自動列車停止装置）の更新や6000系車両のリニューアルなど13,283百万円、不動産業においては「GOOD NATURE STATION（グッド ネイチャー ステーション）」建設など11,824百万円、流通業においては「京阪シティモール」のリニューアルなど1,073百万円、レジャー・サービス業においては「くずはゴルフリンクス」のリニューアルなど1,933百万円、その他の事業においては「GOOD NATURE STATION」開業に伴う内装工事など862百万円の設備投資をそれぞれ実施いたしました。

2【主要な設備の状況】

当社グループ(当社及び連結子会社)の2020年3月31日現在におけるセグメントごとの設備の概要、帳簿価額並びに従業員数は次のとおりであります。

(1)セグメント内訳

セグメントの 名称	帳簿価額（百万円）						土地面積 (㎡)	従業員数 (人)
	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地	建設仮勘定	その他	合計		
運輸業	104,323	16,915	80,651	2,923	4,896	209,710	2,461,853 (1,078,614)	4,426
不動産業	100,089	154	133,874	1,981	1,028	237,127	1,378,199 (303,491)	924
流通業	8,282	22	288	19	1,526	10,138	3,522 (36,548)	873
レジャー・ サービス業	9,836	265	10,944	335	2,182	23,564	49,620 (739,886)	620
その他の事業	160	-	-	-	409	570	- (-)	90
小計	222,692	17,357	225,758	5,259	10,042	481,110	3,893,194 (2,158,539)	6,933
消去又は全社	444	54	2,011	217	123	2,060	25,335 (575,976)	150
合計	222,247	17,412	223,746	5,477	10,166	479,049	3,918,529 (1,582,563)	7,083

(注) 1. 帳簿価額「その他」は、工具器具備品及びリース資産であります。
 2. 「土地面積」のうち()内は賃借中のもので外数であります。

(2) 運輸業

鉄道事業

a. 線路及び電路施設

(国内子会社)

会社名	線名	区間	営業キロ (km)	単線・複線の別	駅数	変電所数
京阪電気鉄道(株)	京阪線					
	京阪本線	淀屋橋～三条	49.3	複線37.8km、複々線11.5km	40	
	鴨東線	三条～出町柳	2.3	複線	2	
	中之島線	中之島～天満橋	3.0	複線	4	16
	交野線	枚方市～私市	6.9	複線	7	
	宇治線	中書島～宇治	7.6	複線	7	
	大津線					
	京津線	御陵～びわ湖浜大津	7.5	複線	6	3
	石山坂本線	石山寺～坂本比叡山口	14.1	複線	21	
	鋼索線	ケーブル八幡宮口～ ケーブル八幡宮山上	0.4	単線	2	-
	計		91.1		89	19

(注) 1. 軌間は、京阪線、大津線は1.435m、鋼索線は1.067mであります。

2. 電圧は、京阪線、大津線は直流1,500V、鋼索線は交流200Vであります。

3. 中之島線は、中之島高速鉄道(株)が鉄道施設の保有主体となり、京阪電気鉄道(株)が第2種鉄道事業者として運行しております。

4. 京津線6駅のうち、御陵駅は京都市の保有資産であります。

5. 2019年10月1日より鋼索線2駅の駅名の変更を実施し、「八幡市」は「ケーブル八幡宮口」に、「男山山上」は「ケーブル八幡宮山上」にそれぞれ変更しております。

会社名	線名	区間	営業キロ (km)	単線・複線の別	駅数	変電所数
京福電気鉄道(株)	嵐山本線	四条大宮～嵐山	7.2	複線	13	1
	北野線	帷子ノ辻～北野白梅町	3.8	複線0.3km、単線3.5km	9	-
	鋼索線	ケーブル八瀬～ケーブル比叡	1.3	単線	2	-
叡山電鉄(株)	叡山本線	出町柳～八瀬比叡山口	5.6	複線	8	1
	鞍馬線	宝ヶ池～鞍馬	8.8	複線4.1km、単線4.7km	9	1
	計		26.7		41	3

(注) 軌間は、1.435m、電圧は、直流600Vであります。ただし、京福電気鉄道(株)鋼索線の軌間は、1.067m、電圧は、交流3,300Vであります。

b. 車両

(国内子会社)

会社名	電動客車	電動貨車	制御客車	付随客車	鋼索客車	計
京阪電気鉄道(株)	350両 (32両)	-	48両	274両	2両	674両 (32両)
京福電気鉄道(株)	27両	1両	-	-	2両	30両
叡山電鉄(株)	22両	1両	-	-	-	23両

- (注) 1. ()内はリース契約により使用する車両で外数であります。
 2. 貨車は社用資材の輸送のみに使用し、営業に供しておりません。
 3. 車庫及び車両工場

会社名・名称	所在地	建物及び構築物	土地	
		帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)
京阪電気鉄道(株)				
寝屋川車庫・寝屋川車両工場	大阪府寝屋川市	1,164	119,681	4,576
淀車庫	京都市伏見区	1,078	89,320	2,019
四宮車庫	京都市山科区	192	7,297	324
錦織車庫	滋賀県大津市	362	6,417	179
京福電気鉄道(株)				
西院車庫・修理工場	京都市中京区	48	7,031	0
叡山電鉄(株)				
修学院車庫・修学院車両工場	京都市左京区	20	4,440	3

c. 遊園地業

(国内子会社)

会社名・名称	所在地	建物及び構築物	土地		摘要
		帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	
京阪電気鉄道(株)					
ひらかたパーク	大阪府枚方市	2,952	174,185 (1,660)	7,944	遊園地施設

- (注) 1. 土地は提出会社の保有資産であります。
 2. 土地面積の()内は連結会社以外から賃借中のもので外数であります。

バス事業
(国内子会社)

会社名・事業所名	所在地	建物及び構築物	土地		在籍車両数		
		帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	乗合 (両)	貸切 (両)	計 (両)
京阪バス(株) 洛南営業所他	京都市伏見区他	2,086	108,897 (28,658)	4,316	595	33	628
京都バス(株) 高野営業所他	京都市左京区他	652	16,673 (4,252)	1,003	113	17	130
江若交通(株) 堅田営業所他	滋賀県大津市他	587	78,474 (6,637)	372	59	13	72

(注)土地面積の()内は賃借中のもので外数であります。

(3)不動産業
(提出会社)

名称	所在地	建物及び構築物	土地		摘要
		帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	
京阪ビルディング	大阪市中央区	4,524	9,390	5,420	賃貸施設 (78,618㎡)
K i K i 京橋	大阪市都島区	683	1,761	892	" (6,369㎡)
京阪京橋駅ビル	"	4,113	14,300	5,926	" (37,510㎡)
京阪百貨店ビル	大阪府守口市	2,563	22,150	3,489	" (42,156㎡)
KUZUHA MALL	大阪府枚方市	14,446	55,009	10,670	" (204,453㎡)
京阪淀口ジスティクスヤード	京都市伏見区	4,263	51,107	1,090	" (38,068㎡)
久御山ショッピングタウン	京都府久世郡久御山町	3,599	69,363	4,483	" (60,140㎡)
ホテル京阪京都八条口	京都市南区	3,138	3,373	2,906	" (8,369㎡)
THE THOUSAND KYOTO及び 京都センチュリーホテル	京都市下京区	14,920	(6,923)	-	" (40,413㎡)
GOOD NATURE STATION	"	10,197	3,759	5,123	" (27,652㎡)
琵琶湖ホテル	滋賀県大津市	2,819	19,147	654	" (21,802㎡)
イメージ秋葉原ビル	東京都千代田区	1,364	922	5,171	" (13,699㎡)
京阪大手町ビル	"	1,074	635	5,768	" (4,004㎡)
永新ビル	"	119	1,846	4,364	" (7,751㎡)
虎ノ門ヒルズ ビジネスタワー	東京都港区	10,278	1,235	8,681	" (87,492㎡)
京阪横浜ビル	横浜市中区	1,377	2,318	2,634	" (11,080㎡)
J C B 札幌東ビル	札幌市中央区	178	1,916	3,659	" (9,062㎡)
アリエッタホテル博多	福岡市博多区	1,392	588	1,509	" (3,470㎡)

(注)1.土地面積の()内は賃借中のもので外数であります。

2.摘要の()内の数値は賃貸施設における賃貸面積であります。

(国内子会社)

会社名・事業所名	所在地	建物及び 構築物	土地		摘要
		帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	
京阪建物(株) OMM	大阪市中央区	5,993	(19,376)	-	賃貸施設 (81,025㎡)
イースタン興業(株) イースタンビル	東京都港区	907	2,622	10,200	賃貸施設 (16,946㎡)

(注) 1. 土地面積の()内は賃借中のもので外数であります。

2. 摘要の()内の数値は賃貸施設における賃貸面積であります。

(4)流通業

(国内子会社)

会社名・事業所名	所在地	建物及び 構築物	土地		摘要
		帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	
(株)京阪流通システムズ					
京阪シティモール	大阪市中央区	549	-	-	流通賃貸施設 (29,351㎡)
K i K i 京橋	大阪市都島区	31	-	-	" (4,062㎡)
K U Z U H A M A L L	大阪府枚方市	213	-	-	" (79,846㎡)
京阪モール他	大阪市都島区他	876	-	-	" (88,225㎡)
(株)京阪百貨店					
守口店(本社)	大阪府守口市	724	(6,712)	-	百貨店施設
京橋店	大阪市都島区	381	-	-	"
くずは店	大阪府枚方市	773	-	-	"
住道店	大阪府大東市	725	-	-	"
枚方店他	大阪府枚方市他	763	(1,097)	-	"
(株)京阪ザ・ストア					
フレスト松井山手店他	京都府京田辺市他	2,888	(15,963)	-	ストア施設

(注) 1. 土地面積の()内は賃借中のもので外数であります。

2. 摘要の()内の数値は流通賃貸施設における賃貸面積であります。

(5) レジャー・サービス業

ホテル事業

(国内子会社)

会社名・事業所名	所在地	建物及び 構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		摘要
			面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	
(株)ホテル京阪					
ホテル京阪ユニバーサル・タワー	大阪市此花区	21	-	-	ホテル施設 (2,238人)
ホテル京阪ユニバーサル・シティ	"	30	-	-	" (1,148人)
ホテル京阪淀屋橋	大阪市中央区	38	(964)	-	" (498人)
ホテル京阪天満橋	"	570	(1,522)	-	" (611人)
ホテル京阪京橋グランデ	大阪市都島区	250	-	-	" (395人)
ホテル京阪京都グランデ	京都市南区	739	-	-	" (743人)
ホテル京阪京都八条口	"	37	-	-	" (571人)
ロテルド比叡	京都市左京区	38	(13,000)	-	" (72人)
ホテル京阪築地銀座グランデ	東京都中央区	109	(1,672)	-	" (745人)
ホテル京阪東京四谷	東京都新宿区	12	(571)	-	" (245人)
ホテル京阪浅草	東京都台東区	845	(577)	-	" (340人)
ホテル京阪札幌	札幌市北区	12	(891)	-	" (416人)
京阪ホテルズ&リゾート(株)					
京都タワーホテル	京都市下京区	3,395	2,835	7,800	ホテル施設 (426人)
京都タワーホテルアネックス	"	472	656	410	" (298人)
THE THOUSAND KYOTO	"	370	2,009	398	" (473人)
京都センチュリーホテル	"	119	3,816	1,193	" (497人)
琵琶湖ホテル	滋賀県大津市	1,616	313	0	" (565人)

(注) 1. 土地面積の()内は賃借中のもので外数であります。

2. 摘要の()内はホテル施設における収容人員であります。

レジャー事業

(国内子会社)

会社名・事業所名	所在地	建物及び 構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		保有船舶	
			面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	数量 (隻)	総トン数 (トン)
琵琶湖汽船(株)	滋賀県大津市他	325	2,629 (4,256)	156	7	2,627

(注) 土地面積の()内は賃借中のもので外数であります。

(6) その他の事業
(国内子会社)

会社名・事業所名	所在地	建物及び構築物	土地		摘要
		帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	
(株)ピオスタイル GOOD NATURE STATION	京都市下京区	160	-	-	複合型商業施設

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

セグメントの 名称	会社名・工事件名	投資予定額		着手年月	完了予定 年月
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		
運輸業	(国内子会社) 京阪電気鉄道(株) 京阪線A T S (自動列車停止装置)更新	4,584	4,163	2014年4月	2020年度
	京阪線鉄道車両(3000系) プレミアム車両6両新造	1,185	30	2019年3月	2021年1月

(注) 今後の所要資金は、借入金及び自己資金他によりまかなう予定であります。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	319,177,200
計	319,177,200

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月19日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	113,182,703	113,182,703	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	113,182,703	113,182,703	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

<京阪ホールディングス株式会社 第1回新株予約権>

決議年月日	2016年6月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役(社外取締役を除く) 5 執行役員 8
新株予約権の数(個)(注)1	210
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	当社普通株式 4,200(注)1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	自 2016年7月5日 至 2046年7月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,486 資本組入額 1,743 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとしております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の目的である株式の数は1個当たり20株としております。

2. 当社は、2017年10月1日をもって、当社普通株式について5株を1株にする株式併合を行っております。新株予約権の目的である株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は株式併合に伴う調整後のものであります。

3. 2016年7月4日(以下「割当日」という)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整するものとしております。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとしております。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとしております。

4. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役、監査役、及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとしております。
新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとしております。
その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとしております。
5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとしております。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式としております。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1、3に準じて決定するものとしております。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円としております。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとしております。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

別途決定するものとしております。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。

新株予約権の行使条件

上記（注）4に準じて決定するものとしております。

新株予約権の取得条項

以下の内容に準じて決定するものとしております。

- (1)新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができるものとしております。
- (2)当社は、以下イ、ロ、ハ、ニまたはホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は取締役会で承認された場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとしております。
 - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

< 京阪ホールディングス株式会社 第2回新株予約権 >

決議年月日	2017年6月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	監査等委員でない取締役(社外取締役を除く) 6 執行役員 7
新株予約権の数(個)(注)1	360
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	当社普通株式 7,200(注)1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	自 2017年7月7日 至 2047年7月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,426 資本組入額 1,713 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとしております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の目的である株式の数は1個当たり20株としております。

2. 当社は、2017年10月1日をもって、当社普通株式について5株を1株にする株式併合を行っております。新株予約権の目的である株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は株式併合に伴う調整後のものであります。

3. 2017年6月20日開催の第95回定時株主総会終結後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整するものとしております。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとしております。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとしております。

4. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとしております。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとしております。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとしております。

5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとしております。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式としております。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1、3に準じて決定するものとしております。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円としております。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとしております。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

別途決定するものとしております。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。

新株予約権の行使条件

上記(注)4に準じて決定するものとしております。

新株予約権の取得条項

以下の内容に準じて決定するものとしております。

- (1)新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)4の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができるものとしております。
- (2)当社は、以下イ、ロ、ハ、ニまたはホの議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は取締役会で承認された場合)は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとしております。
 - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

< 京阪ホールディングス株式会社 第3回新株予約権 >

決議年月日	2018年6月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	監査等委員でない取締役(社外取締役を除く) 6 執行役員 7
新株予約権の数(個)(注)1	360
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	当社普通株式 7,200(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	自 2018年7月7日 至 2048年7月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,812 資本組入額 1,906
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとしております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の目的である株式の数は1個当たり20株としております。

2. 2018年7月6日(以下「割当日」という)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整するものとしております。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとしております。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとしております。

3. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとしております。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとしております。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとしております。

4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとしております。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式としております。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1、2に準じて決定するものとしております。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円としております。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとしております。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

別途決定するものとしております。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。

新株予約権の行使条件

上記（注）3に準じて決定するものとしております。

新株予約権の取得条項

以下の内容に準じて決定するものとしております。

- (1)新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）3の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができるものとしております。
- (2)当社は、以下イ、ロ、ハ、ニまたはホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は取締役会で承認された場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとしております。
 - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

<京阪ホールディングス株式会社 第4回新株予約権>

決議年月日	2019年6月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	監査等委員でない取締役（社外取締役を除く） 6 執行役員 7
新株予約権の数（個）（注）1	480
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	当社普通株式 9,600（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1
新株予約権の行使期間	自 2019年7月9日 至 2049年7月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 4,564 資本組入額 2,282
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとしております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権の目的である株式の数は1個当たり20株としております。
2. 2019年7月8日（以下「割当日」という）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整するものとしております。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率
- また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとしております。
- なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとしております。
3. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとしております。
- 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとしております。
- その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとしております。
4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとしております。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式としております。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1、2に準じて決定するものとしております。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円としております。
- 新株予約権を行使することができる期間
- 新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとしております。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 別途決定するものとしております。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- 新株予約権の行使条件
- 上記（注）3に準じて決定するものとしております。
- 新株予約権の取得条項
- 以下の内容に準じて決定するものとしております。
- (1)新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）3の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができるものとしております。

(2)当社は、以下イ、ロ、ハ、ニまたはホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は取締役会で承認された場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとしております。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

<京阪ホールディングス株式会社 第5回新株予約権>

決議年月日	2020年6月19日	
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役（社外取締役を除く）	6
	執行役員	7

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	2016年3月10日
新株予約権の数（個）（注）1	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）（注）2、8	当社普通株式 3,772,730 [3,776,791] (単元株式数100株)
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）3、8	1株当たり5,301.2 [5,295.5]
新株予約権の行使期間（注）4	自 2016年4月13日 至 2021年3月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）5、8	発行価格 5,301.2 [5,295.5] 資本組入額 2,651 [2,648]
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額としております。
新株予約権付社債の残高（百万円）	20,019

当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 本社債の額面金額10百万円につき1個としております。

2 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(注)3記載の転換価額で除した数であります。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わないこととしております。

3 (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額であります。

- (2) 転換価額は、当初、1,063円としております。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し、または当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整されるものとしております。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数であります。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行または処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行または処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割または併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されるものとしております。

4. (1) 本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（ただし、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、(2) 本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また(3) 本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までであります。上記いずれの場合も、2021年3月16日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできないものとしております。

上記にかかわらず、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできないものとしております。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（またはかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日または社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（または当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（または当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできないものとしております。ただし、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令または慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができるものとしております。

5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額であります。
6. (1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとしております。

- (2) 2020年12月31日（同日を含む。）までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値（以下に定義する。）が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができるものとしております。ただし、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下、及びの期間は適用されないものとしております。

() 株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当社の発行体格付がBBB-以下である期間、() 株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関（以下「JCR」という。）による当社の長期発行体格付がBBB-以下である期間、() R&Iにより当社の発行体格付がなされなくなった期間、() JCRにより当社の長期発行体格付がなされなくなった期間、() R&Iによる当社の発行体格付が停止若しくは撤回されている期間または() JCRによる当社の長期発行体格付が停止若しくは撤回されている期間

当社が、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間（ただし、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）

当社が組織再編等を行うにあたり、上記（注）4記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

なお、一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値であります。また、本(2)において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まないものとしております。

- 7.(1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとしております。ただし、かかる承継及び交付については、（ ）その時点で適用のある法律上実行可能であり、（ ）そのための仕組みが既に構築されているかまたは構築可能であり、かつ、（ ）当社または承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件としております。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとしております。本(1)に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の要項に定める受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されないものとしております。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/または本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社であります。

- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりであります。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数としております。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式としております。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記()または()に従うものとしております。なお、転換価額は上記(注)3(3)と同様の調整に服するものとしております。

() 合併、株式交換または株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めております。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券またはその他の財産が交付されるときは、当該証券または財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにしております。

() 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同様の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めております。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額としております。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、本新株予約権の行使期間の満了日までとしております。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとしております。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記(注)6(2)と同様の制限を受けるものとしております。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額としております。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額としております。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行うこととしております。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わないものとしております。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できないものとしております。

(3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受けまたは承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従うこととしております。

8. 2020年6月19日開催の第98回定時株主総会において期末配当を1株につき17.5円とする剰余金配当案が承認可決されたことに伴い、転換価額調整条項に従い、2020年4月1日に遡って、転換価額を5,295.5円に調整しております。提出日の前月末現在の各数値は、かかる転換価額の調整による影響を反映させた数値を記載しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年10月1日 (注)	452,730	113,182	-	51,466	0	12,868

(注) 当社は、2017年6月20日開催の第95回定時株主総会決議により、同年10月1日をもって、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、発行済株式総数は、113,182千株となっております。

(5) 【所有者別状況】

(2020年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	59	24	325	469	13	35,600	36,490	-
所有株式数 (単元)	-	328,745	4,676	96,758	185,180	128	512,289	1,127,776	405,103
所有株式数 の割合(%)	-	29.15	0.41	8.58	16.42	0.01	45.43	100.00	-

(注) 1. 自己株式5,997,108株は「個人その他」の欄に59,971単元及び「単元未満株式の状況」の欄に8株含めて記載しております。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄に、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ7単元及び20株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

(2020年 3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	5,504	5.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,309	3.09
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番11号)	3,000	2.80
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE,NORTH QUINCY,MA 02171,U.S.A. (東京都港区港南2丁目15番1号 品川インターシティA棟)	2,088	1.95
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	2,000	1.87
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	1,891	1.77
JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET , CANARY WHARF , LONDON , E14 5JP , UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号 品川インターシティA棟)	1,739	1.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,716	1.60
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	1,363	1.27
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15番1号 品川インターシティA棟)	1,124	1.05
計	-	23,738	22.15

(注) 1. 上記のほか、自己株式が5,997千株あります。

2. 2018年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社が2018年12月14日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として議決権行使基準日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、三井住友信託銀行株式会社を除き、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	3,000,000	2.65
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園1丁目1番1号	3,136,705	2.77
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9丁目7番1号	795,900	0.70

3. 2019年7月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者であるブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー)リミテッドが2019年7月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として議決権行使基準日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目8番3号	1,374,800	1.21
ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー12	157,721	0.14
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	アイルランド共和国 ダブリン ボールスブリッジ ボールスブリッジパーク2 1階	412,905	0.36
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート400	1,834,800	1.62
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート400	1,548,392	1.37
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー)リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー12	358,114	0.32

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(2020年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,997,100	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)(注)	普通株式 106,780,500	1,067,805	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 405,103	-	-
発行済株式総数	113,182,703	-	単元株式数100株
総株主の議決権	-	1,067,805	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式700株(議決権7個)が含まれております。

【自己株式等】

(2020年3月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
京阪ホールディングス株式会社	大阪市中央区大手前 1丁目7番31号	5,997,100	-	5,997,100	5.30
計	-	5,997,100	-	5,997,100	5.30

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	4,611	22,720,265
当期間における取得自己株式	558	2,674,160

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	7	25,252	-	-
(新株予約権の権利行使)	2,400	8,658,144	-	-
保有自己株式数	5,997,108	-	5,997,666	-

(注) 1. 当期間におけるその他(単元未満株式の売渡請求による売渡)には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り、売渡及び新株予約権の権利行使による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、経営環境が激しく変化する中においても、沿線価値の向上を図ることで公共性の高い鉄軌道事業を中心とするグループの安定した基盤を確保するとともに、グループが成長するための積極的な投資及び財務体質の強化に努め、かつ成果に応じた株主還元を持続的に実施するため、自己資本の水準及び業績を勘案しつつ、安定的な利益配当を継続することを利益配分に関する基本方針としております。

また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当については、1株当たり年35円(うち中間配当17円50銭)の配当を実施することといたしました。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年11月6日 取締役会決議	1,875	17.5
2020年6月19日 定時株主総会決議	1,875	17.5

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では「人の暮らしに夢と希望と信頼のネットワークを築いて、快適な生活環境を創造し、社会に貢献します。」を経営理念とし、運輸業をはじめとするライフステージネットワークを展開する中で地域社会やお客さま、株主の皆様を大切にするとともに、法令・社会規範の遵守や環境保全・資源保護への配慮といった企業としての社会的責任を果たし、京阪グループを取り巻く多くのステークホルダーの信頼に応えることをめざし、効率的かつ適正な企業運営の推進に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、2017年6月20日をもって監査等委員会設置会社に移行いたしました。

当社は、取締役会を経営機構の中心に据え、これを原則として月1回開催し、グループ会社を含めた経営戦略及び重要な業務執行の決定並びに監督を行っており、取締役会の監督機能強化の観点から、取締役13名のうち5名を社外から選任しております。なお、当社は、定款の定め及び取締役会の決議に従い、重要な業務執行のうち相当な部分の決定を取締役に委任することにより、迅速な経営の意思決定の実現を図っております。

取締役会の下には、グループの経営戦略等について審議する「経営会議」を設置して、これを原則として毎週1回開催するとともに、審議内容を適宜取締役会に報告しております。また、業務執行の局面では、4つに区分した当社グループの各事業（運輸、不動産、流通、レジャー・サービス）及び経営統括部門に執行役員を配置し、その迅速化を図っております。

業務執行に対する監査・監督の局面では、後記「(2)役員の状況 社外役員の状況」に記載のとおり、監査等委員である取締役5名のうち3名を社外取締役とし、運輸行政及び会社経営の経験者、企業会計の専門家並びに企業法務の専門家を選任するほか、後記「(3)監査の状況 監査等委員会監査の状況～会計監査の状況」に記載の取り組みを行うなど、監査等委員会の機能強化に努めております。加えて、当社は、監査等委員会の決議により常勤の監査等委員2名を選定しております。常勤の監査等委員は「経営会議」に出席するほか、内部監査部門等との十分な連携を図ることを通じて、監査等委員会の監査・監督の実効性向上に努めております。

さらに、監査等委員でない取締役及び執行役員の人事・報酬の決定の透明性向上の観点から、取締役会の諮問機関として、指名委員会等設置会社における指名委員会及び報酬委員会と同様、委員の過半数を社外取締役とする「指名・報酬諮問委員会」（代表取締役会長CEO 加藤好文氏（議長）、社外取締役 村尾和俊氏、社外取締役 橋爪紳也氏の3名により構成）を設置し、これらの事項について審議したうえで取締役会に答申しております。

以上のとおり、当社は、重要な業務執行のうち相当な部分の決定を取締役に委任することを通じて迅速な経営の意思決定の実現を図るとともに、社外取締役の豊富な経験及び卓越した識見を活用することで取締役会の監督機能の充実を図り、また、取締役会において議決権を有する監査等委員により構成される監査等委員会が監査を担うことで監査・監督機能を強化するなど、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るべく、上記企業統治の体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社及び当社を中核とする京阪グループは、「経営理念」を誠実に実践して社会に貢献するとともに、更なる経営の品格向上をめざして、経営理念の下に「経営姿勢」並びに「行動憲章」を定め、法令及び社会規範を遵守するとともに高い倫理を保ち、責任ある行動をとる旨を謳っております。

コンプライアンス体制の整備につきましては、京阪グループの社会的責任を積極的に果たしていくため設置している「京阪グループCSR委員会」の下に、「コンプライアンスおよび危機リスク専門委員会」を設置するとともに、コンプライアンス推進組織として当社各部署及びグループ各社にコンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進担当者を選任しております。なお、本推進組織により、反社会的勢力の排除についても取り組んでおります。また、同専門委員会とコンプライアンス推進組織との間でコンプライアンスリスクに関する情報の相互提供を行うことにより、法令違反の未然防止及び再発防止を図っておりますほか、同専門委員会は、階層別研修などの機会を通じてコンプライアンスに関する教育を実施するとともに、コンプライアンス・マニュアルを作成し従業員のコンプライアンス知識の向上を図っております。

財務報告に係る内部統制につきましては、グループ各社の経理担当者と日常的な連携を保つとともに、連結財務諸表作成に際して連絡会を開催して留意事項などを周知しておりますほか、グループ各社を含む業務の文書化・評価を進めるなどその整備を進めております。また、統合会計システムを導入することにより、数値管理の強化を図っております。

この他、当社及びグループ各社の役員、社員及びその他の従業員を対象に、「コンプライアンス・ホットライン」を開設し、通報を受けた情報につき事実関係の調査を行い、当社各部署及びグループ各社に必要な対策を講じさせております。

情報管理体制の整備につきましては、「文書取扱規程」に基づき、株主総会・取締役会その他重要な会議の議事録などの関係書類、重要な取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、文書保存期間類別に従い保存・管理するとともに、その安全管理（漏洩防止）対策の充実を図っております。

効率的な経営体制の整備につきましては、グループ成長戦略を強力に推進するため、経営統括部門及び当社グループの各事業を4つに区分した事業群に執行役員を配置する経営体制をとっております。また、取締役会は、当社グループ全体の3ヵ年を期間とする経営計画を策定し、これに基づき各事業群は業績目標を設定しておりますが、取締役会は、その進捗状況を適宜管理するほか、業績達成の報告を受けております。

b. リスク管理体制の整備の状況

「危機管理規程」を制定し、危機情報の収集・管理・報告・公開、危機発生時の体制、危機管理に関するグループ会社への関与体制などの整備を図るとともに、これを受けて当社各部署は、「危機管理規程」に関する細則を定め、具体的な危機に対処する仕組みを整備しております。また、グループ各社に対しては「経営管理契約」に基づき「危機管理規程」を遵守させることとしております。さらに、危機対応能力の向上を図るため、「コンプライアンスおよび危機リスク専門委員会」が、当社グループに重大な影響を及ぼしうるリスクへの対応策の整備などに取り組んでおります。

なお、京阪電気鉄道㈱における安全輸送の確保、非常災害への対処方法などについては、同社の「鉄道保安総合委員会」で幅広く審議しており、当社取締役会はその審議内容について報告を受けております。

このほか、「京阪グループCSR委員会」の下に「環境マネジメント専門委員会」及び「情報セキュリティ専門委員会」を設置し、ISO14001に基づいた環境マネジメントシステムを運用するとともに、情報セキュリティ管理体制を整備しております。また、「京阪グループ情報システム戦略」を策定し、京阪グループ全体のIT管理体制を確立して、その全体最適を図り、ITに係る業務の適正の確保に努めております。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

グループ各社は、当社との間で締結している「経営管理契約」に基づき「グループ会社管理規程」を遵守することとしており、これに基づきグループ各社は、所定の重要な業務執行の状況について当社へ報告する体制となっております。また、「京阪グループCSR委員会」とともに、京阪グループにおける業務の適正を確保するための体制（内部統制）の整備状況を検証して実効性を高めるため、同委員会の下に「内部統制委員会」を設置しております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役村尾和俊、橋爪紳也、梅崎 壽、田原信之及び草尾光一の各氏との間で、各氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

取締役の定数

当社の取締役は15名以内とし、取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行することが可能となるよう、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への利益還元のための機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、特別決議事項の審議をより確実にを行い、株主総会の意思決定の停滞による株主共同の利益の逸失を回避することを目的とするものであります。

株式会社の支配に関する基本方針

a. 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付のなかには、その目的などからみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容などについて検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させていくためには、鉄道事業をはじめとするライフステージネットワークを展開するなかで培ってきたお客さま、株主の皆様、お取引先、従業員、地域社会をはじめとするステークホルダーとの良好な信頼関係の維持・強化、経営陣と従業員による経営理念・公共的使命・経営ビジョンの共有及び経営の品格の向上、多くのお客さまの人命を預かる鉄道事業をはじめとする極めて公共性の高い事業を営む企業グループとして必要とされる、安定的な経営基盤の確立、鉄道事業を支える設備・人材・技術などに対する深い理解、安全対策をはじめとする中長期的な視点に立った設備投資、日々の安全輸送を完遂するための安全マネジメントや従業員の教育訓練、及び安全・安心の確保を最優先する企業風土づくりの継続的な推進、鉄道事業と各事業の有機的な連携による相乗効果の発揮と京阪エリアの魅力向上により、京阪ブランドを醸成してこれを新たな事業展開の原動力とし、グループの総合力を最大限発揮していくための手法や発想の蓄積が不可欠であり、これらこそが当社の企業価値の源泉であると考えております。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は損なわれることになりません。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えます。

b. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

企業価値向上のための取組み

当社グループは、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の最大化をめざして策定した経営ビジョン「美しい京阪沿線、世界とつながる京阪グループへ」の実現に向け、2026年度を目標年次とした長期経営戦略を定め、持続的に成長する企業グループとしての基盤を築くことをめざしております。

長期経営戦略及び各事業の基本戦略の概略は次のとおりであります。

1. 基本方針

主軸戦略として、「沿線再耕」「観光共創」「共感コンテンツ創造」の3つの取組みを進めます。また、経営ビジョンに向けた布石として、エリアポートフォリオの構築と次世代を見据えたイノベーションの推進にも取り組めます。

2. 主軸戦略

(a) 「沿線再耕」 駅を拠点とする都市再生で美しい京阪沿線へ

駅を拠点として地域の歴史・文化・産業などの特色を活かした都市開発を推進し、これらを交通ネットワークで結ぶことで、魅力あふれる美しい沿線を再生し、沿線の居住・来訪者の拡大を図ります。「大阪東西軸復権とえきから始まるまちづくり」を重点施策に掲げ、淀屋橋、京橋、中之島、天満橋といった大阪市内東西軸の拠点開発を推進いたします。また、枚方市や大阪東西軸に連なるエリアを中心に、駅と周辺部を地域特性に応じて再生し、都心部のまちづくりと相乗効果をめざします。

(b)「観光共創」 地域と当社グループで観光を共創、グローバル交流を促進

成長する観光市場で、当社グループの総合力を発揮して地域と観光を共創し、京都を中心に魅力ある観光体験を提供・発信して、国内外からの来訪者増加を図ります。「京都を中心とした観光・インバウンド事業強化」を重点施策に掲げ、京都駅前・四条河原町・三条といった京都市内の拠点開発のほか、洛北～東山～伏見・宇治エリアを中心に観光ルート拡大に向けた取組みを推進いたします。あわせて比叡山・びわ湖から京都を経て大阪につながる「水の路」とも連動させながら、京都観光の魅力を高める観光ルートや観光コンテンツを創造してまいります。

(c)「共感コンテンツ創造」 お客さまに共感いただける商品・サービス・事業を創造

お客さまのくらしの価値を高めると同時に、環境をはじめとする社会課題の解決にも寄与する商品・サービス・事業の創造に取り組み、共感され、選ばれる京阪グループをめざします。「BIOSTYLE 選ばれる京阪をめざして」を重点施策に掲げ、新たなライフスタイルとして提案する「BIOSTYLE」の発信拠点として、四条河原町に開業したフラッグシップ施設「GOOD NATURE STATION」をはじめ、順次コンテンツを拡大展開し、当社グループの新たなブランドを確立いたします。また、グループ各事業の商品・サービスにも「BIOSTYLE」を取り入れ、お客さまに共感いただける商品・サービスを展開してまいります。

3. 経営ビジョンに向けた布石

(a) エリアポートフォリオの構築

観光事業にとどまらず、京都での事業展開を重視し、当社グループの事業機会の拡大を図ります。

また、主軸戦略を最優先に取り組みつつ、沿線で培ったノウハウを活用し、沿線外や海外成長市場への事業展開を進めることで、当社グループの事業エリアを拡大します。

(b) 次世代を見据えたイノベーションの推進

ICT技術の革新をはじめとする環境変化を見据え、商品・サービス・事業のイノベーションを進め、生産性が高く創造性豊かな企業グループへ進化することをめざします。

4. 各事業戦略

(a) 運輸業

将来予想される沿線人口や労働人口の減少に備え、新たな需要創造や交通ネットワーク強化による収益力の向上と事業の効率化による経営基盤の強化を図り、当社グループの礎である、安全・安心ブランドの価値をさらに高める役割を担います。

(b) 不動産業

短期回転型・長期保有型いずれの事業においても、開発メニューやコンテンツの多角化を進め、多様な不動産活用による収益機会の拡大を図ります。また、沿線内外や海外において当社グループ各事業の展開基盤となる不動産の調達・開発を進め、グループの成長ドライバーとしての役割を果たします。

(c) 流通業

消費者の価値観が変化中、お客さまに共感いただけるライフスタイルを提案するため、新業態の開発や商品・サービス・店舗のバリューアップを推進します。あわせて、主軸戦略に寄与する商業コンテンツを供給することで、収益を拡大します。また、既存事業の体質強化を進め、利益率の改善を図ります。

(d) レジャー・サービス業

当社グループ各ホテルが持つ立地の優位性を最大限に活かし、競争力の強化に努めてまいります。加えて、IoTやAIなどの技術導入や、施設内・施設間における徹底した業務連携により、効率化を一層推進してまいります。また、当社グループ横断で取り組む観光商品のセールス・マーケティングの中心機能を担い、沿線エリアへの誘客や観光コンテンツの強化を図ります。

コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、各事業の更なる競争力強化、当社グループ事業の拡大、異業種との提携やM & Aなども活用した新たな事業の創出、及び沿線エリアの中長期的視点での価値向上といった課題に取り組み、持続的な成長と企業価値の向上を図っていくため、2016年4月1日、持株会社体制へと移行しました。また、こうした課題への取組みを更に加速していくため、当社は、重要な業務執行のうち相当な部分の決定を取締役に委任することを通じて更なる迅速な経営の意思決定の実現を図るとともに、社外取締役の豊富な経験及び卓越した識見を活用することで取締役会の監督機能の充実を図り、また、取締役会において議決権を有する監査等委員が監査を担うことで監査・監督機能を強化するなど、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るべく、2017年6月20日開催の第95回定時株主総会においてご承認いただいた関連議案に基づき、同日をもって監査等委員会設置会社に移行いたしました。なお、当社は、従前から経営陣の株主の皆様に対する責任の所在を明確化するため取締役の任期を1年としておりましたが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、引き続き監査等委員でない取締役の任期は1年であります。

さらに、現在、当社の取締役13名のうち5名は独立性を有する社外取締役（うち2名は監査等委員でない社外取締役）を選任しております。これら社外取締役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、透明性の高い経営を実現するなど、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

c. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、2015年6月17日開催の第93回定時株主総会においてご承認をいただき更新した当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を更新する（以下「本更新」といい、更新後のプランを「本プラン」といいます。）ことを、2018年5月9日開催の取締役会において決定し、これについて、2018年6月19日開催の第96回定時株主総会においてご承認をいただいております。本プランの内容は次のとおりであります。

本プランの目的

本更新は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に沿って行われたものであります。

当社は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきかを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うことなどを可能とすることを目的としております。

手続の設定

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、または(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の当該公開買付けに係る買付け等後の株券等所有割合及びその特別関係者の当該公開買付けに係る買付け等後の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とし、こうした場合に上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、買付内容などの検討に必要な情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言などを記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等や当社取締役会から提出された情報、当社取締役会の代替案などが、独立性の高い社外者のみから構成される企業価値委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。企業価値委員会は、買付等の内容の検討、当社取締役会の提示する代替案の検討、買付者等との協議・交渉などを行います。

新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

企業価値委員会は、買付者等による買付等が本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合や、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合などにおいて、後述する新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、かかる新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。かかる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で会社が別途定める金額を払い込むことにより行使し、当社株式1株を取得することができ、また、買付者等を含む非適格者や非居住者による権利行使が原則として認められないとの行使条件及び当社が非適格者以外の者から当社株式1株と引換えに原則として本新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されております。なお、非適格者に金銭等の経済的な利益を交付し非適格者が有する本新株予約

権を取得することは想定しておりません。当社取締役会は、企業価値委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施などの決議を行うものとします。ただし、当社取締役会は、本プラン所定の場合には株主の皆様意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関して株主の皆様意思を確認することができるものとされており、この場合には、当社取締役会は、株主意思確認株主総会の決議に従い、決議を行うものとします。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様への情報開示を通じて透明性を確保することとしております。

本新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様が直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランに従って本新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が本新株予約権の行使手続を行わなければその保有する当社株式が希釈化する場合があります（ただし、当社が当社株式の交付と引換えに本新株予約権の取得を行った場合には、株式の希釈化は生じません。）。

本プランの有効期間及び廃止

本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、第96回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされています。

ただし、有効期間の満了前であっても、(i)当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、(ii)当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

d. 取組みが基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

基本方針の実現に資する特別な取組み(上記b.)について

長期経営戦略及び各事業の基本戦略をはじめとして、上記b.に記載した取組みは、当社の経営理念や公共的使命を背景に、引き続き当社の企業価値・株主の皆様共同の利益の確保・向上を図るために策定したものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(上記c.)について

本更新は、上記c.に記載のとおり、当社の企業価値・株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的として行われたものであり、基本方針に沿うものです。

特に、本更新は、株主総会において株主の皆様承認を得て行われたものであること、その内容として本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外者のみによって構成される企業価値委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず企業価値委員会の判断を経ることが必要とされていること、一定の場合には、本プランの発動の是非について株主意思確認株主総会において株主の皆様意思を確認することとされていること、企業価値委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を受けることができるとされていること、当社の監査等委員でない取締役の任期が1年であること、本プランの有効期間が3年間と定められたうえ、株主総会または取締役会の決議によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性13名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役会長 CEO 取締役会議長	加藤 好文	1951年11月 25日生	1975年4月 京阪電気鉄道株式会社(現 京阪ホールディングス株式会社)入社 2005年6月 当社取締役 2007年6月 当社取締役常務執行役員 2011年6月 当社代表取締役社長 CEO兼COO 執行役員社長 2017年6月 京阪電気鉄道株式会社代表取締役会長 (現在) 2019年6月 当社代表取締役会長 CEO 取締役会議長 (現在) 2019年6月 京阪建物株式会社代表取締役会長(現在)	(注)2	28
代表取締役社長 COO 執行役員社長 経営統括室長 経営統括室事業推進担当<沿線再耕>・ 人事部担当	石丸 昌宏	1962年2月 28日生	1985年4月 京阪電気鉄道株式会社(現 京阪ホールディングス株式会社)入社 2013年6月 当社執行役員 2017年6月 当社取締役常務執行役員 2019年6月 当社代表取締役社長 COO 執行役員社長 (現在)	(注)2	8
取締役 専務執行役員 BIOSTYLE推進室長、 経営統括室副室長(経理部担当) [不動産業統括責任者]	三浦 達也	1957年3月 11日生	1980年4月 京阪電気鉄道株式会社(現 京阪ホールディングス株式会社)入社 2009年6月 当社執行役員 2013年6月 当社取締役常務執行役員 2017年6月 当社取締役専務執行役員(現在)	(注)2	12
取締役 専務執行役員 経営統括室副室長(事業推進担当 <観光共創>)、京都担当 [レジャー・サービス業統括責任者]	稲地 利彦	1958年12月 17日生	1982年4月 京阪電気鉄道株式会社(現 京阪ホールディングス株式会社)入社 2013年6月 当社執行役員 2017年6月 当社取締役常務執行役員 2017年6月 株式会社ホテル京阪代表取締役会長(現在) 2017年6月 京阪ホテルズ&リゾート株式会社代表取締役社長(現在) 2017年6月 琵琶湖汽船株式会社代表取締役会長(現在) 2019年4月 大阪水上バス株式会社代表取締役会長 (現在) 2019年6月 当社取締役専務執行役員(現在)	(注)2	5
取締役 常務執行役員 経営統括室副室長 [運輸業統括責任者]	中野 道夫	1958年10月 17日生	1981年4月 京阪電気鉄道株式会社(現 京阪ホールディングス株式会社)入社 2013年6月 当社執行役員 2017年6月 当社取締役常務執行役員(現在) 2017年6月 京阪電気鉄道株式会社代表取締役社長 (現在)	(注)2	8
取締役 常務執行役員 京橋プロジェクト準備室長、 三條プロジェクト準備室長、 経営統括室副室長、BIOSTYLE 推進室副室長 [流通業統括責任者]	上野 正哉	1960年1月 13日生	1982年4月 京阪電気鉄道株式会社(現 京阪ホールディングス株式会社)入社 2013年6月 当社執行役員 2015年6月 株式会社京阪百貨店代表取締役会長(現在) 2017年6月 当社取締役常務執行役員(現在) 2017年6月 株式会社ピオ・マーケット代表取締役社長 (現在)	(注)2	7
取締役	村尾 和俊	1952年10月 21日生	1976年4月 日本電信電話公社入社 2009年6月 西日本電信電話株式会社代表取締役副社長 2012年6月 同社代表取締役社長 2018年6月 同社相談役(現在) 2019年6月 当社取締役(現在)	(注)2	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	橋爪 紳也	1960年12月 6日生	2006年4月 大阪市立大学大学院文学研究科教授 兼 都市研究プラザ教授 2008年4月 大阪府立大学産学官連携機構特別教授 兼 観光産業戦略研究所所長 2017年4月 同大学研究推進機構特別教授21世紀科学 研究センター観光産業戦略研究所所長 兼 同大学大学院経済学研究科教授(現在) 2019年6月 当社取締役(現在)	(注)2	-
取締役 監査等委員(常勤)	長濱 哲郎	1959年2月 11日生	1982年4月 京阪電気鉄道株式会社(現 京阪ホール ディングス株式会社)入社 2015年6月 当社監査役(常勤) 2017年6月 当社取締役監査等委員(常勤)(現在)	(注)3	3
取締役 監査等委員(常勤)	中谷 正一	1958年7月 2日生	1983年4月 京阪電気鉄道株式会社(現 京阪ホール ディングス株式会社)入社 2016年6月 当社監査役(常勤) 2017年6月 当社取締役監査等委員(常勤)(現在)	(注)3	2
取締役 監査等委員	梅崎 壽	1942年8月 23日生	1966年4月 運輸省入省 1999年7月 同省運輸事務次官 2001年1月 国土交通省顧問 2002年8月 帝都高速度交通営団副総裁 2004年4月 東京地下鉄株式会社代表取締役社長 2011年6月 同社取締役相談役 2013年6月 同社相談役 2014年6月 京阪電気鉄道株式会社(現 京阪ホール ディングス株式会社)監査役 2017年6月 当社取締役監査等委員(現在) 2017年6月 東京地下鉄株式会社顧問(現在)	(注)3	-
取締役 監査等委員	田原 信之	1953年4月 6日生	1980年9月 公認会計士(現在) 1997年12月 センチュリー監査法人(現 EY新日本有限 責任監査法人)代表社員 2014年6月 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有 限責任監査法人)退職 2016年6月 当社監査役 2017年6月 当社取締役監査等委員(現在)	(注)3	-
取締役 監査等委員	草尾 光一	1960年3月 7日生	1990年4月 弁護士(現在) 2016年6月 当社監査役 2017年6月 当社取締役監査等委員(現在)	(注)3	-
計					75

(注)1. 取締役村尾和俊、橋爪紳也、梅崎 壽、田原信之、草尾光一の各氏は、社外取締役であります。

2. 任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3. 任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. []内は各事業群の統括責任者等であります。

5. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は、監査等委員でない取締役を兼務する5名及び次の7名であります。

執行役員 松下 靖 : [流通業副統括責任者]

執行役員 塩山 等 : 三条プロジェクト準備室副室長、経営統括室経営戦略担当<全社戦略
>・事業推進担当<マーケティング・デザイン>、経営統括室経営戦略
担当部長<全社戦略>

執行役員 吉村 洋一 : 監査内部統制室長、経営統括室経営戦略担当<新規事業>・総務部担
当、経営統括室総務部長

執行役員 道本 能久 : 京橋プロジェクト準備室副室長[不動産業副統括責任者]

執行役員 工藤 俊也 : 経営統括室事業推進副担当<観光共創> [レジャー・サービス業副統括責
任者]

執行役員 大塚 憲郎 : [運輸業副統括責任者]

執行役員 江藤 知 : 経営統括室経営戦略担当<広報・CSR>・IT推進部担当、経営統括
室人事部長

社外役員の状況

当社は、社外取締役役に村尾和俊氏、橋爪紳也氏、梅崎 壽氏、田原信之氏及び草尾光一氏の5名を選任しております。

村尾和俊氏は、経営者としての豊富な経験及び卓越した識見を有しておられ、このような知見に立脚した独立の立場で社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、その経験及び識見を当社の経営及び職務執行の監督に活かしていただくため選任しております。また、同氏は、当社が以下のとおり定める社外取締役の独立性基準を満たしていることから、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

橋爪紳也氏は、都市計画及び都市文化論の専門家としての豊富な経験及び卓越した識見を有しておられ、このような知見に立脚した独立の立場で社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、その経験及び識見を当社の経営及び職務執行の監督に活かしていただくため選任しております。また、同氏は、当社が以下のとおり定める社外取締役の独立性基準を満たしていることから、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

梅崎 壽氏は、運輸行政及び企業経営に関する豊富な経験及び卓越した識見を有しておられ、このような知見に立脚した独立の立場で社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、その経験及び識見を当社の監査等に活かしていただくため選任しております。また、同氏は、当社が以下のとおり定める社外取締役の独立性基準を満たしていることから、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

田原信之氏は、公認会計士としての企業会計に関する豊富な経験及び卓越した識見を有しておられ、このような知見に立脚した独立の立場で社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、その経験及び識見を当社の監査等に活かしていただくため選任しております。また、同氏は、当社が以下のとおり定める社外取締役の独立性基準を満たしていることから、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

草尾光一氏は、弁護士としての企業法務に関する豊富な経験及び卓越した識見を有しておられ、このような知見に立脚した独立の立場で社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、その経験及び識見を当社の監査等に活かしていただくため選任しております。また、同氏は、当社が以下のとおり定める社外取締役の独立性基準を満たしていることから、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

上記のほか、社外取締役5名と当社には、人的関係、資本的關係、取引関係等記載すべき事項はありません。

当社は、上記のとおり社外取締役を選任しており、コーポレート・ガバナンス向上に十分機能しうる選任状況であると考えております。

当社は、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準として、以下のいずれにも該当しないことを社外取締役の独立性の要件としております。

1. 当社の取引先

当社グループ(1)の取引先で、直近事業年度における当社グループとの取引額が当社グループの年間連結総売上高の2%を超える取引先またはその業務執行者等(2)

2. 当社を取引先とする者

当社グループを取引先とする者で、直近事業年度における当社グループとの取引額がその者の年間連結総売上高の2%を超える取引先またはその業務執行者等

3. 弁護士、公認会計士等の専門家

弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、当社グループとの間に顧問契約を締結している者(当該顧問契約を締結している者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)

弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社グループから過去3事業年度の平均で、10百万円以上の金銭その他の財産を得ている者(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、過去3事業年度の平均で、その連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた先に所属する者をいう。)

4. 主要な借入先

直近事業年度において、当社グループの連結総資産の2%を超える額を借り入れている金融機関その他の大口債権者またはその業務執行者等

5. 会計監査人

当社の会計監査人である会計士または監査法人の社員、パートナーもしくは従業員

6. 寄付または助成
 当社グループから過去3事業年度の平均で10百万円以上の寄付または助成を受けている組織の業務執行者等
7. 相互就任
 当社の取締役・執行役員が役員に就任している会社の業務執行者等
8. 主要な株主
 当社の総議決権の10%以上を保有する主要な株主またはその業務執行者等
9. 当社等の出身者
 当社及び当社グループの業務執行者等
10. 過去3事業年度において1. から7. に、過去10事業年度において8. 及び9. に該当していた者
11. 前1. ~ 9. のいずれかに掲げる者(重要な職位(3)でない者を除く。)及び9. について過去10事業年度において該当していた者(重要な職位でない者を除く。)の二親等以内の近親者
 - 1 「当社グループ」：当社及び連結対象会社をいいます。
 - 2 「業務執行者等」：業務執行取締役、執行役、執行役員及び業務執行者またはその他の使用人のほか、業務執行者でない取締役及び監査役をいいます。
 - 3 「重要な職位」：会社においては部長級以上、監査法人や弁護士事務所等においては所属する会計士、弁護士等をいいます。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

常勤の監査等委員による監査、内部監査及び会計監査の結果の概要並びに内部統制部門による業務の執行状況は、取締役会及び監査等委員会への報告を通じて社外取締役にも提供しております。また、監査等委員でない社外取締役と監査等委員会は定期的に意見交換を行い、情報共有を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員会監査は監査等委員会が策定した年度計画に基づき監査等委員5名が行っております。監査内容につきましては、監査等委員会において定期的に代表取締役との会合を行うほか、各事業の統括責任者から事業状況及び内部統制状況につきヒアリングを行っております。また、常勤の監査等委員2名においては取締役会・経営会議・役員ミーティングへの出席や重要書類閲覧、内部監査・会計監査講評への立会、各部長・グループ会社社長からのヒアリングなどを通じて、非常勤の監査等委員3名においては取締役会への出席、事業所への往査及び会計監査人や常勤の監査等委員による監査の結果報告受領のほか、各々の専門の観点による調査などを通じて、それぞれ取締役の業務執行監査を行うものであり、結果を監査等委員会に報告しております。監査等委員田原信之氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査等委員会の役割等につきましては、監査等委員会規則において監査等委員の職責等の詳細を明定しております。

当事業年度において当社は監査等委員会を15回開催しており、個々の監査等委員の出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	出席回数/開催回数
監査等委員(常勤)	長濱 哲郎	15回/15回
監査等委員(常勤)	中谷 正一	15回/15回
監査等委員	梅崎 壽	15回/15回
監査等委員	田原 信之	15回/15回
監査等委員	草尾 光一	15回/15回

監査等委員会の主な検討事項は、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の相当性、監査報告書、監査方針、監査等委員の職務分担、会計監査人の評価などであります。

内部監査の状況

当社における内部監査は、監査内部統制室(所属人員17名)が担当しており、策定した年度計画に基づき、社内の各部及びグループ会社の内部統制を中心とした業務全般を監査対象として実施しております。監査結果は監査報告書にまとめ、社長、監査等委員である取締役に報告するとともに各事業の統括責任者に通知しており、合わせて、被監査部門及び被監査会社に対しては業務改善に向けた具体的助言・勧告を行っております。

内部監査・監査等委員会監査・会計監査の三様監査の連携については、会計監査の結果を監査内部統制室及びグループ会社監査役が追跡調査しており、また、内部監査の結果を定期的に監査等委員会に報告するなど緊密に行っております。特に第2四半期会計期間後と事業年度後には三者間で監査意見や情報の交換を行い、以降の監査機会に活用しております。

監査内部統制室は経営統括室経営戦略担当ほか内部統制部門に対して、内部監査・会計監査の結果報告を定期的に行っております。また、監査等委員会は内部統制部門より、定期的に業務の執行状況について報告を受けております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

50年間

c. 業務を執行した公認会計士

守谷義広

高田康弘

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、会計士試験合格者等7名、その他11名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、監査法人の独立性や過去の業務実績等について慎重に検討するとともに品質管理体制の整備・運用状況等を考慮して職務の遂行が適正に行われることを確認し、EY新日本有限責任監査法人を選定いたしております。

なお、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任を検討いたします。

また、監査等委員会は会計監査人の職務の執行の状況等を考慮し、株主総会への会計監査人の解任又は不再任に関する議案の提出の要否を毎期検討いたします。

f. 監査等委員会による会計監査人の評価

監査等委員会は、会計監査人の再任の適否を検討するため、職務の遂行状況や品質管理体制の整備・運用状況、独立性及び専門性等を評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	48	3	48	1
連結子会社	62	0	62	-
計	111	3	111	1

前連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、第30回無担保社債・第31回無担保社債の発行に係るコンフォート・レターの作成等であり、また、前連結会計年度の連結子会社における非監査業務の内容は、再生可能エネルギーの全量買取制度に関する賦課金の減免申請用確認書の作成業務であります。

当連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、第32回無担保社債の発行に係るコンフォート・レターの作成であります。また、当連結会計年度の連結子会社における非監査業務に該当するものはありません。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（Ernst&Young）に対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	-	-	-	-
計	-	-	-	-

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案した上で決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、前期における会計監査人の職務執行状況、当期の会計監査人の監査計画の内容及び報酬額の見積りの算出根拠について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額は相当であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項に規定される同意を行っております。

（４）【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬制度は、業績及び株主価値の向上とあわせて、持続的な成長と企業価値向上への動機付けを図ることを目的として、「指名・報酬諮問委員会」の答申に基づき取締役会で決定した内規の定めに従い、以下のとおり構成することとしております。なお、基本報酬及び業績報酬の一部を役員持株会に拠出し、当社株式の取得に充当することとしております。

（基本報酬）

委任に対する基本的な対価として、内規に基づき決定されるものであります。

（業績報酬）

1株当たり連結当期純利益と配当額の組合せにより決定される会社業績連動報酬と、統括する事業群における経常利益の状況や個人課題の達成状況等により決定される個人業績連動報酬から構成されるものであります。

（株式報酬型ストック・オプション）

株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有することを通じて、持続的な成長と企業価値向上への動機付けをさらに高めることを目的として、連結営業利益の額に応じて、内規に基づき決定される個数の新株予約権を割り当てる株式報酬型ストック・オプションを導入しております。

各業績連動報酬に係る指標については、業績及び株主価値の向上とあわせて、持続的な成長と企業価値向上への動機付けを図ることを目的として採用しております。また、当社の業績連動報酬は、中期経営計画等や個人課題の達成を目標としており、その成果を踏まえ、各指標数値の多寡に応じて報酬を連動させる等により実績を確定させております。

当社の役員に対する報酬総額の上限は、2017年6月20日に開催した第95回定時株主総会においてご承認を得ており、監査等委員でない取締役の総数（現在対象となる員数は8名）に対する報酬として、年額400百万円以内（うち社外取締役年額40百万円以内）、監査等委員である取締役の総数（現在対象となる員数は5名）に対して年額84百万円以内となっております。また、株式報酬型ストック・オプションの付与についても、同総会においてご承認を得ております。

なお、監査等委員でない社外取締役の報酬は、内規の定めに従い、定額報酬としております。また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会が決定した内規の定めに従い、定額報酬としており、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度中における取締役に対する報酬は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績報酬	ストック・ オプション	
取締役（監査等委員である取締 役及び社外取締役を除く）	312	152	128	31	6

役員区分	報酬等の総額（百万円）	対象となる役員の員数（人）
監査等委員である取締役（社外 取締役を除く）	43	2
社外役員	42	7

（注）社外役員の報酬等の総額には、2019年6月19日任期満了により退任した取締役2名の在任中の報酬等の額を含んでおります。

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者

報酬等の算定方法については、委員の過半数を社外取締役とする「指名・報酬諮問委員会」で審議し、その答申を受けて取締役会が決定しております。また、監査等委員でない取締役の報酬は、各人別の報酬の額について「指名・報酬諮問委員会」で審議し、その答申を受け、取締役会が決定しております。

また、「指名・報酬諮問委員会」は、当事業年度において開催された全ての委員会に全委員が出席のうえ、各人別の報酬額原案について審議し、取締役会に答申しているほか、監査等委員でない取締役及び執行役員人事の原案等について審議を行っております。

なお、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会が決定した内規の定めに従い、定額報酬としており、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

（5）【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を、純投資目的である投資株式とし、また当社グループが営む様々な事業において関与する企業等との関係・提携強化を図るとともに、当該企業等が安定的に経営を行い持続的な企業価値向上を実現することを目的とする株式を、純投資目的以外の目的である投資株式と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、上記の投資株式の考え方に基づき、純投資目的以外の目的である投資株式を保有し、この考え方に資さない株式は売却することにより段階的に縮減してまいります。また、毎年5月の取締役会において、個別銘柄ごとの保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等について、戦略面での保有意義、配当利回り及び株価変動が財務健全性に与える影響を精査し、保有方針に則った観点から検証を行っております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）
非上場株式	47	1,784
非上場株式以外の株式	28	13,591

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	109	事業の連携強化を目的とした株式取得
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	12
非上場株式以外の株式	1	1,776

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
K D D I(株)	1,852,600	1,852,600	通信関連取引における関係円滑化のため	無
	5,704	4,714		
(株)三井住友フィナン シャルグループ	600,121	1,067,621	安定的な資金調達及び事業情報の収集等 の多面的な事業展開における関係維持・ 強化のため	有
	1,741	4,207		
三井住友トラスト・ ホールディングス(株)	446,740	446,740	安定的な資金調達及び事業情報の収集等 の多面的な事業展開における関係維持・ 強化のため	有
	1,412	1,855		
阪急阪神ホールディ ングス(株)	277,835	277,835	同業として近畿圏の交通ネットワークの 形成等の事業連携、情報交換や関係維 持・強化のため	有
	961	1,138		
(株)三菱UFJフィナ ンシャル・グループ	1,608,570	1,608,570	安定的な資金調達及び事業情報の収集等 の多面的な事業展開における関係維持・ 強化のため	有
	706	912		
(株)大林組	679,210	679,210	鉄道事業及び不動産事業における長期的 な関係維持・強化のため	有
	635	755		
西日本鉄道(株)	259,600	259,600	同業として不動産開発等の事業連携、情 報交換や関係維持・強化のため	有
	623	699		
朝日放送グループ ホールディングス(株)	666,000	666,000	地域活性化・沿線情報の発信を目的とし た戦略的な関係維持・強化のため	有
	443	526		
(株)京都ホテル	364,649	364,649	ホテル事業及び不動産事業における京都 地域での関係維持・強化のため	無
	220	286		
(株)滋賀銀行	71,834	71,834	安定的な資金調達及び滋賀地域における 戦略的な関係維持・強化のため	有
	166	189		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)安藤・間	214,549	214,549	鉄道事業及び不動産事業における長期的な関係維持・強化のため	有
	148	164		
オムロン(株)	27,300	27,300	駅務機器をはじめとする鉄道事業における長期的な関係維持・強化のため	有
	146	140		
(株)京都銀行	40,454	40,454	安定的な資金調達及び京都地域における戦略的な関係維持・強化のため	有
	138	202		
東洋電機製造(株)	105,340	105,340	鉄道車両をはじめとする鉄道事業における長期的な関係維持・強化のため	有
	113	127		
(株)T & Dホールディングス	117,600	117,600	安定的な資金調達及び事業情報の収集等の多面的な事業展開における関係維持・強化のため	有
	102	143		
鉄建建設(株)	34,533	34,533	鉄道事業及び不動産事業における長期的な関係維持・強化のため	有
	75	94		
(株)きんでん	48,892	48,892	鉄道事業及び不動産事業における長期的な関係維持・強化のため	有
	75	88		
(株)百十四銀行	16,274	16,274	安定的な資金調達及び事業情報の収集等の多面的な事業展開における関係維持・強化のため	有
	28	38		
(株)京三製作所	65,650	65,650	信号保安装置をはじめとする鉄道事業における長期的な関係維持・強化のため	有
	28	25		
近鉄グループホールディングス(株)	5,365	5,365	同業として近畿圏の交通ネットワークの形成等の事業連携、情報交換や関係維持・強化のため	無
	25	27		
(株)りそなホールディングス	66,499	66,499	安定的な資金調達及び事業情報の収集等の多面的な事業展開における関係維持・強化のため	有
	22	32		
ナブテスコ(株)	8,385	8,385	鉄道車両をはじめとする鉄道事業における長期的な関係維持・強化のため	有
	20	26		
(株)ロイヤルホテル	14,742	14,742	中之島地域の活性化を目的とした戦略的な関係維持・強化のため	無
	18	26		
(株)朝日工業社	3,600	3,600	鉄道事業及び不動産事業における長期的な関係維持・強化のため	有
	10	10		
西松建設(株)	4,800	4,800	鉄道事業及び不動産事業における長期的な関係維持・強化のため	有
	10	12		
川崎重工業(株)	3,000	3,000	鉄道車両をはじめとする鉄道事業における長期的な関係維持・強化のため	有
	4	8		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)みずほフィナン シャルグループ	33,270	33,270	安定的な資金調達及び事業情報の収集等 の多面的な事業展開における関係維持・ 強化のため	有
	4	5		
新日本空調(株)	1,210	1,210	鉄道事業及び不動産事業における長期的 な関係維持・強化のため	有
	2	2		

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)三井住友フィナン シャルグループ	459,600	459,600	議決権行使権限(退職給付信託に拠出)	有
	1,205	1,781		
(株)三菱UFJフィナ ンシャル・グループ	1,680,000	1,680,000	議決権行使権限(退職給付信託に拠出)	有
	677	924		
(株)みずほフィナン シャルグループ	1,435,000	1,435,000	議決権行使権限(退職給付信託に拠出)	有
	177	245		

- (注) 1. 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。
2. 上記銘柄の定量的な保有効果については、銘柄ごとに記載することが困難であるため、記載しておりません。なお、保有の合理性については、戦略面での保有意義、配当利回り及び株価変動が財務健全性に与える影響を精査し、保有方針に則った観点から検証を行っております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構が行う研修に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,385	14,918
受取手形及び売掛金	31,189	21,947
有価証券	809	2,178
販売土地及び建物	112,710	123,881
商品	1,813	1,836
その他	12,440	12,617
貸倒引当金	267	364
流動資産合計	180,080	177,016
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1, 3 207,375	1, 3 222,247
機械装置及び運搬具（純額）	1, 3 17,686	1, 3 17,412
土地	3, 4 218,789	3, 4 223,746
建設仮勘定	19,272	5,477
その他（純額）	1, 3 10,397	1, 3 10,166
有形固定資産合計	473,522	479,049
無形固定資産	9,210	8,576
投資その他の資産		
投資有価証券	3, 5 45,362	3, 5 44,680
長期貸付金	539	411
繰延税金資産	9,904	10,163
退職給付に係る資産	1,072	598
その他	12,331	12,614
貸倒引当金	272	286
投資その他の資産合計	68,937	68,182
固定資産合計	551,669	555,808
資産合計	731,750	732,824

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3 11,544	3 9,450
短期借入金	3 96,076	3 75,224
短期社債	-	7,999
1年内償還予定の社債	10,045	20,039
未払法人税等	5,505	4,187
前受金	8,439	6,293
賞与引当金	2,867	2,971
商品券等引換損失引当金	634	702
その他	43,196	40,827
流動負債合計	178,310	167,695
固定負債		
社債	90,059	80,000
長期借入金	3 138,164	3 143,869
長期末払金	442	369
繰延税金負債	9,110	8,825
再評価に係る繰延税金負債	4 33,047	4 33,046
役員退職慰労引当金	297	228
退職給付に係る負債	18,360	19,093
その他	25,262	25,636
固定負債合計	314,744	311,069
負債合計	493,055	478,765
純資産の部		
株主資本		
資本金	51,466	51,466
資本剰余金	28,789	28,792
利益剰余金	134,559	150,926
自己株式	21,626	21,640
株主資本合計	193,189	209,545
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	8,191	6,648
土地再評価差額金	4 36,373	4 36,375
為替換算調整勘定	20	71
退職給付に係る調整累計額	2,597	2,904
その他の包括利益累計額合計	41,946	40,191
新株予約権	75	110
非支配株主持分	3,484	4,212
純資産合計	238,695	254,058
負債純資産合計	731,750	732,824

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益	326,159	317,103
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	1 249,885	1 241,547
販売費及び一般管理費	2 42,558	2 44,432
営業費合計	3 292,443	3 285,979
営業利益	33,715	31,123
営業外収益		
受取利息	56	53
受取配当金	880	946
負ののれん償却額	60	60
未回収商品券受入益	174	177
雑収入	844	844
営業外収益合計	2,016	2,083
営業外費用		
支払利息	2,401	2,189
持分法による投資損失	85	99
雑支出	1,136	1,032
営業外費用合計	3,623	3,320
経常利益	32,108	29,886
特別利益		
補助金	1,366	1,183
受取補償金	132	1,093
投資有価証券売却益	1,922	827
工事負担金等受入額	318	658
固定資産売却益	4 324	4 151
災害に伴う受取保険金	210	-
その他	37	6
特別利益合計	4,312	3,920
特別損失		
固定資産圧縮損	862	1,312
固定資産除却損	1,194	764
減損損失	5 1,333	5 505
関係会社株式評価損	-	9
災害による損失	936	-
その他	45	-
特別損失合計	4,372	2,592
税金等調整前当期純利益	32,048	31,214
法人税、住民税及び事業税	11,322	10,602
法人税等調整額	1,160	221
法人税等合計	10,162	10,824
当期純利益	21,886	20,390
非支配株主に帰属する当期純利益	405	269
親会社株主に帰属する当期純利益	21,480	20,121

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	21,886	20,390
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,627	1,543
退職給付に係る調整額	56	307
持分法適用会社に対する持分相当額	27	92
その他の包括利益合計	2,710	1,757
包括利益	19,175	18,633
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	18,801	18,364
非支配株主に係る包括利益	374	268

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	51,466	28,787	117,384	21,603	176,033
当期変動額					
剰余金の配当			4,019		4,019
親会社株主に帰属する 当期純利益			21,480		21,480
土地再評価差額金の取崩			285		285
連結範囲の変動			0		0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		2			2
自己株式の取得				23	23
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	2	17,175	22	17,155
当期末残高	51,466	28,789	134,559	21,626	193,189

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	10,787	36,088	6	2,540	44,341	44	3,139	223,559
当期変動額								
剰余金の配当								4,019
親会社株主に帰属する 当期純利益								21,480
土地再評価差額金の取崩								285
連結範囲の変動								0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動								2
自己株式の取得								23
自己株式の処分								0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,596	285	27	56	2,394	30	344	2,019
当期変動額合計	2,596	285	27	56	2,394	30	344	15,136
当期末残高	8,191	36,373	20	2,597	41,946	75	3,484	238,695

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	51,466	28,789	134,559	21,626	193,189
当期変動額					
剰余金の配当			3,751		3,751
親会社株主に帰属する 当期純利益			20,121		20,121
土地再評価差額金の取崩			1		1
連結範囲の変動			0		0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		2			2
自己株式の取得				22	22
自己株式の処分		0		8	8
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	2	16,367	14	16,355
当期末残高	51,466	28,792	150,926	21,640	209,545

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	8,191	36,373	20	2,597	41,946	75	3,484	238,695
当期変動額								
剰余金の配当								3,751
親会社株主に帰属する 当期純利益								20,121
土地再評価差額金の取崩								1
連結範囲の変動								0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動								2
自己株式の取得								22
自己株式の処分								8
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,542	1	92	307	1,755	35	728	992
当期変動額合計	1,542	1	92	307	1,755	35	728	15,363
当期末残高	6,648	36,375	71	2,904	40,191	110	4,212	254,058

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	32,048	31,214
減価償却費	19,819	20,784
無形固定資産償却費	409	443
減損損失	1,333	505
固定資産売却損益(は益)	324	151
固定資産除却損	683	678
固定資産圧縮損	862	1,312
工事負担金等受入額	318	658
関係会社株式評価損	-	9
投資有価証券売却損益(は益)	1,916	827
持分法による投資損益(は益)	85	99
受取利息及び受取配当金	937	1,000
支払利息	2,401	2,189
貸倒引当金の増減額(は減少)	12	111
賞与引当金の増減額(は減少)	312	100
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	104	606
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	975	128
商品券等引換損失引当金の増減額(は減少)	68	68
売上債権の増減額(は増加)	406	9,208
たな卸資産の増減額(は増加)	7,042	11,562
仕入債務の増減額(は減少)	97	2,217
未払消費税等の増減額(は減少)	1,856	1,944
預り敷金及び保証金の増減額(は減少)	319	613
その他の流動負債の増減額(は減少)	3,730	8,770
その他	1,092	286
小計	48,232	45,117
利息及び配当金の受取額	939	1,000
利息の支払額	2,394	2,188
法人税等の支払額	10,303	11,896
営業活動によるキャッシュ・フロー	36,473	32,033
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	2	2
定期預金の払戻による収入	11	2
固定資産の取得による支出	43,329	24,953
固定資産の売却による収入	502	275
工事負担金等受入による収入	315	588
投資有価証券の取得による支出	5,867	3,202
投資有価証券の売却による収入	2,353	1,790
関係会社株式の取得による支出	1,332	1,099
貸付けによる支出	691	800
貸付金の回収による収入	728	845
その他	747	193
投資活動によるキャッシュ・フロー	48,059	26,363

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	2,400	6,894
短期社債の純増減額（は減少）	-	7,999
長期借入れによる収入	44,923	38,670
長期借入金の返済による支出	39,310	46,922
社債の発行による収入	19,862	9,923
社債の償還による支出	10,045	10,045
配当金の支払額	4,012	3,748
非支配株主への配当金の支払額	26	26
自己株式の取得による支出	23	22
その他	1,112	1,070
財務活動によるキャッシュ・フロー	12,655	12,138
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,069	6,468
現金及び現金同等物の期首残高	20,300	21,377
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	7	2
現金及び現金同等物の期末残高	21,377	14,911

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は41社であります。

連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

このうち、㈱ピオスタイルは重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

㈱京阪ビジネスマネジメント等非連結子会社については、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)のそれぞれの合計額等が、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社は、中之島高速鉄道㈱及びPANARAI DEVELOPMENT CO., LTD.の関連会社2社であります。

なお、㈱京阪ビジネスマネジメント等非連結子会社及び枚方PFI学校環境サービス㈱等持分法を適用しない関連会社については、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)のそれぞれの合計額等が、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はすべて3月31日であり、連結決算日と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

其他有価証券

時価のあるもの

主として期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

主として移動平均法に基づく原価法

) たな卸資産

商品

主として売価還元法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

販売土地及び建物

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品

主として移動平均法に基づく原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

) 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法によっておりますが、一部については定額法によっております。

) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

) 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金に関する内規に基づく期末要支給額を計上しております。

) 商品券等引換損失引当金

一定期間経過後に収益計上した未引換の商品券等について、将来の引換時に発生する損失に備えるため、合理的に見積もった将来引換見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

連結子会社3社において、ヘッジ会計を行っております。

) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

(ヘッジ対象)

借入金の利息

) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの想定元本、利息の受払条件（利率、利息の受払日等）及び契約期間がほぼ同一であり、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

発生時に投資効果の発現する期間を見積り、その期間で均等償却しております。また、金額に重要性がない場合は、発生時に一時償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金、預け金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) 工事負担金等の会計処理

連結子会社3社は、鉄軌道事業において地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。これらの工事負担金等については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

(9) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においては Accounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であり
ます。

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「その他の流動負債の増減額(は減少)」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示しておりました2,637百万円は、「その他の流動負債の増減額(は減少)」3,730百万円、「その他」1,092百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社株式の取得による支出」は、明瞭性を高めるため、当連結会計年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示しておりました2,079百万円は、「関係会社株式の取得による支出」1,332百万円、「その他」747百万円として組み替えております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛の影響により、主に運輸業、流通業、レジャー・サービス業において、当連結会計年度の営業収益が減少しております。また、2020年4月7日に政府より発令された緊急事態宣言は解除されたものの、当連結会計年度と比較して運輸業の輸送量が大きく減少しているほか、一部施設の臨時休業や営業時間の短縮、イベントの休止等を実施しており、翌連結会計年度の経営成績等に重要な影響が見込まれます。

なお、当社グループの会計上の見積りにおきましては、同感染症拡大に伴う影響は事業によって程度は異なるものの、国内需要については2020年9月末頃までに、インバウンド需要については年末までに徐々に回復するとの仮定を置き、固定資産の減損判定等を行っておりますが、同感染症の影響について合理的な算定を行うには不確定要素が多く、同感染症の収束時期及び経営環境への影響が変化した場合には、上記の見積りの結果に影響し、翌連結会計年度の経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1.有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有形固定資産減価償却累計額	454,172百万円	467,875百万円

2. 工事負担金等による固定資産の取得原価の圧縮累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	180,953百万円	181,362百万円

3. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
建物及び構築物	64,282百万円 (64,072百万円)	64,572百万円 (64,357百万円)
機械装置及び運搬具	14,562 (14,562)	13,631 (13,631)
土地	53,676 (53,627)	53,676 (53,626)
その他の有形固定資産	953 (953)	868 (868)
投資有価証券	800 (-)	800 (-)
計	134,275 (133,215)	133,548 (132,483)

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
買掛金	58百万円 (- 百万円)	35百万円 (- 百万円)
長期借入金 (1年以内返済予定額を含む)	55,376 (55,224)	58,031 (57,911)
計	55,434 (55,224)	58,067 (57,911)

上記のうち、()内書は鉄軌道財団担保資産並びに当該債務を示しております。

4. 当社及び連結子会社2社において、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法...土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により算出
- ・再評価を行った年月日...2002年3月31日

5. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券(株式)	11,249百万円	12,315百万円

6. 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社及び連結子会社18社(前連結会計年度16社)において、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行19行(前連結会計年度19行)と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	90,692百万円	91,092百万円
借入実行残高	44,252	37,589
差引額	46,439	53,503

7. 保証債務

下記の連結会社以外の会社の借入金に対して保証予約を行っております。

保証予約

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
中之島高速鉄道㈱	21,511百万円	中之島高速鉄道㈱ 20,259百万円

(連結損益計算書関係)

1. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	903百万円	338百万円

2. 販売費及び一般管理費の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
人件費	14,814百万円	15,777百万円
経費	17,067	16,934
諸税	4,346	4,547
減価償却費	6,223	7,067
のれん償却額	105	105
計	42,558	44,432

3. 営業費のうち、退職給付費用及び引当金繰入額の主なものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
賞与引当金繰入額	2,867百万円	2,971百万円
退職給付費用	1,855	2,322
役員退職慰労引当金繰入額	0	1

4. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
土地	319百万円	83百万円
建物及び構築物	4	66
機械装置及び運搬具	0	0
その他	0	1
計	324	151

5. 減損損失

当社グループは、以下について減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

用途	種類	場所	金額（百万円）
賃貸施設	建物及び構築物等	大阪市中央区他	1,317
商業店舗	建物及び構築物	京都府八幡市他	8
遊休資産	土地	福井県勝山市	6
ホテル施設	建物及び構築物等	京都市左京区	1

（資産をグループ化した方法）

当社グループは、管理会計上の区分を基準に事業ごとまたは物件・店舗ごとに資産のグルーピングを行っております。

（減損損失を認識するに至った経緯）

賃貸施設については解体撤去の意思決定を行ったため、または収益性の低下が見込まれるため、商業店舗については撤退の意思決定を行ったため、遊休資産については営業資産から遊休資産への用途変更のため、ホテル施設については収益性の低下が引き続き見込まれるため、それぞれ帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1,333百万円）として特別損失に計上しました。

（減損損失の内訳）

- ・ 賃貸施設 1,317百万円（うち、建物及び構築物1,290百万円、土地24百万円、その他2百万円）
- ・ 商業店舗 8百万円（建物及び構築物）
- ・ 遊休資産 6百万円（土地）
- ・ ホテル施設 1百万円（うち、建物及び構築物1百万円、その他0百万円）

（回収可能価額の算定方法）

- ・ 賃貸施設の回収可能価額は使用価値または正味売却価額により測定しており、使用価値により測定している場合には、解体撤去の意思決定を行ったことにより将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、備忘価額により評価しております。また、正味売却価額により測定している場合には固定資産税評価額等により評価しております。
- ・ 商業店舗の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、撤退の意思決定を行ったことにより将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、備忘価額により評価しております。
- ・ 遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額により評価しております。
- ・ ホテル施設の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額等により評価しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

用途	種類	場所	金額（百万円）
ホテル施設	建物及び構築物等	福井県坂井市他	301
商業店舗	建物及び構築物等	大阪府枚方市	159
賃貸施設	土地	京都市左京区	44

（資産をグループ化した方法）

当社グループは、管理会計上の区分を基準に事業ごとまたは物件・店舗ごとに資産のグルーピングを行っております。

（減損損失を認識するに至った経緯）

収益性の低下が見込まれるため、それぞれ帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（505百万円）として特別損失に計上しました。

（減損損失の内訳）

- ・ホテル施設 301百万円（うち、建物及び構築物265百万円、土地35百万円）
- ・商業店舗 159百万円（うち、建物及び構築物113百万円、その他46百万円）
- ・賃貸施設 44百万円（土地）

（回収可能価額の算定方法）

- ・ホテル施設の回収可能価額は使用価値または正味売却価額により測定しており、使用価値により測定している場合には、将来キャッシュ・フローを1.5%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額により測定している場合には不動産鑑定評価額により評価しております。
- ・商業店舗の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであることから、備忘価額により評価しております。
- ・賃貸施設の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により評価しております。

（連結包括利益計算書関係）

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当連結会計年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	1,848百万円	1,329百万円
組替調整額	1,900	816
税効果調整前	3,749	2,145
税効果額	1,122	602
その他有価証券評価差額金	2,627	1,543
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	41	929
組替調整額	32	457
税効果調整前	73	471
税効果額	17	164
退職給付に係る調整額	56	307
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	27	92
その他の包括利益合計	2,710	1,757

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	113,182,703	-	-	113,182,703
合計	113,182,703	-	-	113,182,703
自己株式				
普通株式(注)	5,989,571	5,519	186	5,994,904
合計	5,989,571	5,519	186	5,994,904

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加5,519株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少186株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	75
	合計	-	-	-	-	-	75

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月19日 定時株主総会	普通株式	2,143	20.0	2018年3月31日	2018年6月20日
2018年11月5日 取締役会	普通株式	1,875	17.5	2018年9月30日	2018年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月19日 定時株主総会	普通株式	1,875	利益剰余金	17.5	2019年3月31日	2019年6月20日

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	113,182,703	-	-	113,182,703
合計	113,182,703	-	-	113,182,703
自己株式				
普通株式（注）	5,994,904	4,611	2,407	5,997,108
合計	5,994,904	4,611	2,407	5,997,108

- （注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加4,611株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少2,407株は、ストック・オプションの権利行使による処分2,400株及び単元未満株式の売渡しによる減少7株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	110
	合計	-	-	-	-	-	110

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月19日 定時株主総会	普通株式	1,875	17.5	2019年3月31日	2019年6月20日
2019年11月6日 取締役会	普通株式	1,875	17.5	2019年9月30日	2019年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の 総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	1,875	利益剰余金	17.5	2020年3月31日	2020年6月22日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	21,385百万円	14,918百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	7	7
現金及び現金同等物	21,377	14,911

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として運輸業におけるバス車両(機械装置及び運搬具)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりますが、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	1,983	2,975
1年超	45,268	42,636
合計	47,251	45,612

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入や社債の発行によっております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うなどの方法によりリスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、時価や発行体の財務状況の把握を定期的に行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金及び短期社債は、主に運転資金の調達であり、社債及び長期借入金は、主に設備投資資金の調達であります。このうち変動金利によるものは、金利の変動リスクに晒されておりますが、長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。

ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引を行っている連結子会社のうち3社において、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、信用リスクを軽減するために、取引相手先は高格付けを有する金融機関に限定しております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	21,385	21,385	-
(2) 受取手形及び売掛金	31,189	31,189	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,577	1,623	45
其他有価証券	18,771	18,771	-
資産計	72,922	72,968	45
(4) 支払手形及び買掛金	11,544	11,544	-
(5) 短期借入金	48,493	48,493	-
(6) 社債 (1年以内償還予定額を含む)	100,105	103,111	3,006
(7) 長期借入金 (1年以内返済予定額を含む)	185,747	188,612	2,864
負債計	345,891	351,762	5,870
(8) デリバティブ取引	-	-	-

当連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	14,918	14,918	-
(2) 受取手形及び売掛金	21,947	21,947	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,270	1,291	20
其他有価証券	15,745	15,745	-
資産計	53,882	53,903	20
(4) 支払手形及び買掛金	9,450	9,450	-
(5) 短期借入金	41,598	41,598	-
(6) 短期社債	7,999	7,999	-
(7) 社債 (1年以内償還予定額を含む)	100,039	101,593	1,554
(8) 長期借入金 (1年以内返済予定額を含む)	177,494	180,626	3,131
負債計	336,582	341,268	4,686
(9) デリバティブ取引	-	-	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、並びに(6) 短期社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

当社グループの発行する社債の時価は、主として市場価格に基づき算定する方法によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。）については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式等	14,573	17,527

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) その他有価証券」には含めておりません。

3. 非連結子会社及び関連会社株式は、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

4. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	19,627	-	-	-
受取手形及び売掛金	31,189	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	306	1,176	94	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券(社債)	-	-	-	300
合計	51,123	1,176	94	300

当連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	13,574	-	-	-
受取手形及び売掛金	21,947	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	800	470	-	-
その他有価証券のうち満期が あるもの				
債券（社債）	-	-	-	300
合 計	36,321	470	-	300

5. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2019年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	48,493	-	-	-
社債	10,045	50,019	30,000	10,000
長期借入金	47,583	72,494	49,140	16,529
合 計	106,122	122,514	79,140	26,529

当連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	41,598	-	-	-
短期社債	8,000	-	-	-
社債	20,019	30,000	30,000	20,000
長期借入金	33,625	79,400	47,122	17,346
合 計	103,244	109,400	77,122	37,346

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	176	183	7
	(2) 社債	1,400	1,439	38
合計		1,577	1,623	45

当連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	170	175	5
	(2) 社債	1,100	1,115	15
合計		1,270	1,291	20

2. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	16,854	5,625	11,229
	(2) その他	1,556	1,209	346
	小計	18,410	6,835	11,575
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	60	69	9
	(2) 債券 社債	300	300	-
	小計	360	369	9
合計		18,771	7,204	11,566

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 14,573百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	13,819	4,515	9,304
	(2) その他	1,446	1,209	236
	小計	15,266	5,724	9,541
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	179	220	41
	(2) 債券 社債	300	300	-
	小計	479	520	41
合計		15,745	6,245	9,500

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 17,527百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	2,353	1,922	6

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	1,790	827	-

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度（2019年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等 のうち1年超 （百万円）	時価 （百万円）
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	2,194	1,955	（注）

（注）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等 のうち1年超 （百万円）	時価 （百万円）
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	1,834	643	（注）

（注）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び中小企業退職金共済制度を設けており、確定拠出型の制度として、主に確定拠出年金制度を導入しております。また、一部の連結子会社においては、退職給付信託を設定しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（(3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度	当連結会計年度
	（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
退職給付債務の期首残高	33,548百万円	31,979百万円
勤務費用	1,280	1,211
利息費用	86	78
数理計算上の差異の発生額	563	313
退職給付の支払額	2,371	1,278
退職給付債務の期末残高	31,979	31,677

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	17,690百万円	16,930百万円
期待運用収益	295	263
数理計算上の差異の発生額	605	1,242
事業主からの拠出額	705	326
退職給付の支払額	1,155	815
年金資産の期末残高	16,930	15,461

(3) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債及び資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付に係る負債と資産の純額の期首残高	2,228百万円	2,238百万円
退職給付費用	253	264
退職給付の支払額	178	160
年金制度への拠出額	64	62
退職給付に係る負債と資産の純額の期末残高	2,238	2,279

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	15,099百万円	14,833百万円
年金資産	17,523	16,076
	2,423	1,242
非積立型制度の退職給付債務	19,711	19,737
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	17,287	18,494
退職給付に係る負債	18,360	19,093
退職給付に係る資産	1,072	598
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	17,287	18,494

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	1,280百万円	1,211百万円
利息費用	86	78
期待運用収益	295	263
数理計算上の差異の費用処理額	234	680
過去勤務費用の費用処理額	266	223
簡便法で計算した退職給付費用	253	264
確定給付制度に係る退職給付費用	1,293	1,747

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
過去勤務費用	266百万円	223百万円
数理計算上の差異	193	248
合 計	73	471

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (2020年 3月 31日)
未認識過去勤務費用	1,786百万円	1,563百万円
未認識数理計算上の差異	5,741	5,989
合 計	3,955	4,426

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (2020年 3月 31日)
債券	45%	50%
株式	33	27
一般勘定	13	14
現金及び預金	4	4
その他	5	5
合 計	100	100

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度18%、当連結会計年度14%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (2020年 3月 31日)
割引率	0.0～0.7%	0.0～0.7%
長期期待運用収益率	1.5～3.0%	1.5～2.5%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度562百万円、当連結会計年度574百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
販売費及び一般管理費	30	43

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 5名 当社執行役員 8名	当社監査等委員でない取締役(社外取締役を除く) 6名 当社執行役員 7名	当社監査等委員でない取締役(社外取締役を除く) 6名 当社執行役員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 8,000株	普通株式 8,000株	普通株式 8,000株
付与日	2016年7月4日	2017年7月6日	2018年7月6日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。	権利確定条件は付されてお りません。	権利確定条件は付されてお りません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。
権利行使期間	2016年7月5日から 2046年7月4日まで	2017年7月7日から 2047年7月6日まで	2018年7月7日から 2048年7月6日まで

	2019年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社監査等委員でない取締 役(社外取締役を除く) 6名 当社執行役員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 9,600株
付与日	2019年7月8日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。
権利行使期間	2019年7月9日から 2049年7月8日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年10月1日付株式併合(普通株式5株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	5,000	8,000	8,000
権利確定	-	-	-
権利行使	800	800	800
失効	-	-	-
未行使残	4,200	7,200	7,200

	2019年 ストック・オプション
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	-
付与	9,600
失効	-
権利確定	9,600
未確定残	-
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	-
権利確定	9,600
権利行使	-
失効	-
未行使残	9,600

（注）2017年10月1日付株式併合（普通株式5株につき1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	4,750	4,750	4,750
付与日における公正な評価 単価(円)	3,485	3,425	3,811

	2019年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価 単価(円)	4,563

(注) 2017年10月1日付株式併合(普通株式5株につき1株の割合)による併合後の株価に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2019年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
主な基礎数値及び見積方法

	2019年ストック・オプション
株価変動性(注)1	20.842%
予想残存期間(注)2	4.1年
予想配当(注)3	35円/株
無リスク利子率(注)4	0.246%

(注) 1. 4.1年間(2015年6月2日から2019年7月8日まで)に対する当社の週次ヒストリカルボラティリティを採用しております。

2. 各新株予約権者の予想在任期間を見積り、各新株予約権者に付与された新株予約権の個数で加重平均することにより見積もっております。

3. 2019年3月期の配当実績によっております。

4. 新株予約権の付与日から予想残存期間を経過した日を基準として、前後3ヵ月以内に償還日が到来する長期利付国債の複利回りの平均値を採用しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

付与日に権利が確定したため、権利確定数は付与数と同数となっております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	9,455百万円	9,790百万円
会社分割に伴う関係会社株式差額	4,248	4,248
販売土地建物評価損	2,026	2,047
減損損失	1,615	1,658
税務上の繰越欠損金	1,296	1,401
未実現利益	1,143	1,152
賞与引当金繰入限度超過額	950	1,009
有価証券等評価損	786	795
その他	3,681	3,671
繰延税金資産小計	25,203	25,774
評価性引当額	9,154	9,876
繰延税金資産合計	16,048	15,897
繰延税金負債との相殺	6,144	5,734
繰延税金資産の純額	9,904	10,163
繰延税金負債		
連結子会社の資産の評価差額	8,312	8,335
退職給付信託設定益	2,774	2,774
その他有価証券評価差額	3,231	2,628
固定資産圧縮積立金	150	141
その他	786	678
繰延税金負債合計	15,255	14,559
繰延税金資産との相殺	6,144	5,734
繰延税金負債の純額	9,110	8,825

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果	30.6%
(調整)	会計適用後の法人税等の	
交際費等永久に損金に算入されない項目	負担率との間の差異が法	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	定実効税率の100分の5	0.5
住民税均等割額	以下であるため注記を省	0.4
評価性引当額	略しております。	2.5
連結子会社の適用税率差異		2.0
その他		0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率		34.7

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

建物等の石綿障害予防規則等によるアスベストの除去費用及び賃貸借契約による原状回復義務等でありま
す。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間については、各除去債務の状況により個別に見積り、割引率については、会計基準の適用時又
は資産の取得時における国債利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	503百万円	1,154百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	649	-
時の経過による調整額	5	8
資産除去債務の履行による減少額	3	-
その他増減額(は減少)	-	2
期末残高	1,154	1,160

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のオフィスビル及び賃貸商業施設等を有して
おります。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は10,640百万円(賃貸収益は営業収益に、主な
賃貸費用は営業費に計上)、減損損失は1,171百万円(特別損失に計上)であります。当連結会計年度における当該賃
貸等不動産に関する賃貸損益は10,371百万円(賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は営業費に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	158,763	152,046
期中増減額	6,717	10,671
期末残高	152,046	162,717
期末時価	225,909	243,302

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 前連結会計年度の期中増減額のうち、主な減少額は賃貸等不動産から保有目的の変更に伴い対象外(4,857百
万円)となったことによるものであります。当連結会計年度の期中増減額のうち、主な増加額はオフィスビル
の取得による増加(12,570百万円)であります。

3. 期末の時価は、主要な物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定された金額、その他の物件につ
いては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であ
ります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、運輸業をはじめ多様な事業を展開しており、「運輸業」、「不動産業」、「流通業」、「レジャー・サービス業」、「その他の事業」の5つを報告セグメントとしております。

「運輸業」は、鉄道、バス事業等を行っております。「不動産業」は、不動産販売及び賃貸業、建築材料卸売業、測量設計業等を行っております。「流通業」は、百貨店業、ストア業、ショッピングモールの経営等を行っております。「レジャー・サービス業」は、ホテル業、観光船業等を行っております。「その他の事業」は、クレジットカード業等を行っております。

2. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益又は損失は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	運輸業	不動産業	流通業	レジャー・サービス業	その他の事業	合計	調整額(注)1	連結財務諸表計上額(注)2
営業収益								
外部顧客への営業収益	91,715	104,921	98,248	30,124	1,145	326,155	3	326,159
セグメント間の内部営業収益又は振替高	2,211	13,685	479	496	698	17,570	17,570	-
計	93,926	118,607	98,727	30,621	1,843	343,726	17,567	326,159
セグメント利益又は損失()	11,221	17,468	2,923	1,817	57	33,373	342	33,715
セグメント資産	244,887	396,874	31,783	37,446	7,802	718,795	12,954	731,750
その他の項目								
減価償却費	11,898	5,197	1,306	1,116	37	19,556	262	19,819
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	14,609	26,080	1,428	3,364	9	45,492	1,860	43,631

(注)1.(1)セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない当社の損益であります。

(2)セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない当社の資産であります。当社の資産の金額は、31,637百万円であり、その主なものは、当社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券)等であります。

(3)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、セグメント間修正 2,132百万円、各報告セグメントに配分していない当社の資産271百万円であります。

2.セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	運輸業	不動産業	流通業	レジャー・サービス業	その他の事業	合計	調整額 (注) 1	連結財務諸表計上額 (注) 2
営業収益								
外部顧客への営業収益	91,157	94,947	97,633	31,425	1,635	316,799	303	317,103
セグメント間の内部営業収益 又は振替高	2,207	15,281	552	655	1,272	19,970	19,970	-
計	93,365	110,228	98,186	32,081	2,908	336,770	19,667	317,103
セグメント利益又は損失()	10,862	16,906	3,258	1,336	921	31,443	319	31,123
セグメント資産	242,585	408,379	30,060	35,569	8,908	725,503	7,320	732,824
その他の項目								
減価償却費	11,735	5,986	1,255	1,438	113	20,529	255	20,784
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	13,283	11,824	1,073	1,933	862	28,976	348	29,324

(注) 1. (1) セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない当社の損益であります。

(2) セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない当社の資産であります。当社の資産の金額は、25,636百万円であり、その主なものは、当社での余資運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）等であります。

(3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、セグメント間修正 45百万円、各報告セグメントに配分していない当社の資産393百万円であります。

2. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	運輸業	不動産業	流通業	レジャー・サービス業	その他の事業	合計	調整額	連結財務諸表計上額
減損損失	15	1,264	1	97	-	1,378	45	1,333

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	運輸業	不動産業	流通業	レジャー・サービス業	その他の事業	合計	調整額	連結財務諸表計上額
減損損失	272	-	159	73	-	505	-	505

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

重要性がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
関連会社	中之島高速鉄道㈱	大阪市中央区	26,135	鉄軌道事業	直接 33.50	借入金の保証予約 役員の兼任	保証予約 (注)	21,511	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）保証予約は、日本政策投資銀行他からの借入金21,511百万円に対して付しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
関連会社	中之島高速鉄道㈱	大阪市中央区	26,135	鉄軌道事業	直接 33.50	借入金の保証予約 役員の兼任	保証予約 (注)	20,259	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）保証予約は、日本政策投資銀行他からの借入金20,259百万円に対して付しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	2,193円68銭	2,329円94銭
1株当たり当期純利益	200円40銭	187円72銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	200円36銭	187円68銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	21,480	20,121
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	21,480	20,121
普通株式の期中平均株式数(千株)	107,190	107,187
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	18	26
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概 要	2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 (額面総額20,000百万円 新株予約権400個) なお、新株予約権付社債の概要は連結財務諸表の「社債明細 表」、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等 の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりでありま す。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
京阪ホールディングス㈱	第23回無担保普通社債	2009年 9月16日	10,000 (10,000)	-	年 1.890	無担保社債	2019年 9月13日
京阪ホールディングス㈱	第24回無担保普通社債	2010年 12月9日	10,000	10,000	年 1.700	無担保社債	2022年 12月9日
京阪ホールディングス㈱	第25回無担保普通社債	2011年 7月20日	10,000	10,000	年 1.340	無担保社債	2021年 7月20日
京阪ホールディングス㈱	第27回無担保普通社債	2013年 6月14日	10,000	10,000	年 1.060	無担保社債	2023年 6月14日
京阪ホールディングス㈱	第28回無担保普通社債	2015年 9月1日	10,000	10,000	年 0.725	無担保社債	2025年 9月1日
京阪ホールディングス㈱	第29回無担保普通社債	2016年 6月16日	10,000	10,000	年 0.340	無担保社債	2026年 6月16日
京阪ホールディングス㈱	第30回無担保普通社債	2018年 7月18日	10,000	10,000	年 0.740	無担保社債	2038年 7月16日
京阪ホールディングス㈱	第31回無担保普通社債	2019年 1月24日	10,000	10,000	年 0.455	無担保社債	2029年 1月24日
京阪ホールディングス㈱	第32回無担保普通社債	2019年 12月17日	-	10,000	年 0.630	無担保社債	2039年 12月16日
京阪ホールディングス㈱	2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 (注)2	2016年 3月30日	20,039	20,019 (20,019)	-	無担保社債	2021年 3月30日
京阪ホールディングス㈱	短期社債	2020年 3月31日	-	7,999 (7,999)	年 0.033	無担保社債	2020年 9月30日
京福電気鉄道㈱	第9回無担保普通社債	2010年 9月30日	65 (45)	19 (19)	年 0.210	無担保社債	2020年 9月30日
合計	-	-	100,105 (10,045)	108,038 (28,038)	-	-	-

(注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の()内の金額は、1年以内に償還予定のもので内数であり、連結貸借対照表上では流動負債として計上しております。

2. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	2021年満期ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償
株式の発行価格(円)	5,301.2
発行価額の総額(百万円)	20,000
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額 (百万円)	-
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	自 2016年4月13日 至 2021年3月16日

(注) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。また、2020年6月19日開催の第98回定時株主総会において期末配当を1株につき17.5円とする剰余金配当案が承認決議されたことに伴い、2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換価額調整条項に従い転換価額が調整されたことにより、2020年4月1日より5,295.5円となっております。

3. 連結決算日後5年以内における1年ごとの償還予定額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
28,019	10,000	10,000	10,000	-

【借入金等明細表】

区分	当期末首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	48,493	41,598	0.517	-
1年以内に返済予定の長期借入金	47,583	33,625	0.455	-
1年以内に返済予定のリース債務	1,078	1,095	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	138,164	143,869	0.669	2021年～2040年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	4,267	4,079	-	2021年～2029年
合計	239,587	224,268	-	-

- (注) 1. 「平均利率」については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
 3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	30,030	22,013	10,273	17,082
リース債務	915	731	1,165	788

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益(百万円)	80,331	165,209	246,932	317,103
税金等調整前四半期(当期) 純利益(百万円)	12,784	22,724	32,208	31,214
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	8,678	15,154	21,242	20,121
1株当たり四半期(当期) 純利益(円)	80.97	141.39	198.18	187.72

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失() (円)	80.97	60.42	56.79	10.46

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,555	4,573
未収入金	2 2,637	2 2,236
未収収益	45	46
未収消費税等	1,281	193
未収還付法人税等	-	62
短期貸付金	2 35,915	2 27,679
有価証券	509	1,378
貯蔵品	49	37
前払費用	580	601
その他	2 202	2 1,268
貸倒引当金	1,750	1,620
流動資産合計	47,027	36,457
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	75,035	90,704
構築物（純額）	1,513	1,965
機械及び装置（純額）	88	184
車両運搬具（純額）	8	21
工具、器具及び備品（純額）	152	329
土地	116,264	120,267
リース資産（純額）	584	516
建設仮勘定	16,724	2,005
有形固定資産合計	210,372	215,994
無形固定資産		
借地権	568	568
ソフトウェア	513	405
公共施設利用権	452	368
その他	68	134
無形固定資産合計	1,603	1,476
投資その他の資産		
投資有価証券	1 30,243	1 29,416
関係会社株式	102,616	102,616
長期貸付金	2 138,511	2 155,822
前払年金費用	166	151
その他	2 2,856	2 2,849
貸倒引当金	2,046	1,938
投資その他の資産合計	272,347	288,918
固定資産合計	484,323	506,389
資産合計	531,351	542,846

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	1, 2 123,550	1, 2 108,964
短期社債	-	7,999
1年内償還予定の社債	10,000	20,019
リース債務	75	74
未払金	2 1,679	2 2,768
未払費用	778	707
未払法人税等	368	-
預り金	227	225
前受収益	68	125
賞与引当金	13	13
その他	-	5
流動負債合計	136,761	140,904
固定負債		
社債	90,039	80,000
長期借入金	1 129,559	1 135,844
リース債務	548	473
長期末払金	36	42
繰延税金負債	2,077	1,622
再評価に係る繰延税金負債	14,531	14,531
退職給付引当金	495	460
資産除去債務	1,285	1,305
長期預り敷金保証金	2 12,854	2 14,273
その他	5	5
固定負債合計	251,433	248,559
負債合計	388,195	389,463
純資産の部		
株主資本		
資本金	51,466	51,466
資本剰余金		
資本準備金	12,868	12,868
その他資本剰余金	15,951	15,951
資本剰余金合計	28,819	28,819
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	62,250	73,888
利益剰余金合計	62,250	73,888
自己株式	21,626	21,640
株主資本合計	120,910	132,534
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7,871	6,438
土地再評価差額金	14,299	14,299
評価・換算差額等合計	22,170	20,737
新株予約権	75	110
純資産合計	143,156	153,383
負債純資産合計	531,351	542,846

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	8,198	9,506
関係会社受入手数料	5,226	4,856
土地建物賃貸収入	17,039	18,926
営業収益合計	1 30,464	1 33,289
営業費用		
一般管理費	2 14,297	2 16,521
営業費用合計	1 14,297	1 16,521
営業利益	16,167	16,767
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,454	2,342
その他	791	712
営業外収益合計	1 3,245	1 3,055
営業外費用		
支払利息及び社債利息	2,386	2,201
その他	286	262
営業外費用合計	1 2,672	1 2,464
経常利益	16,740	17,358
特別利益		
投資有価証券売却益	1,922	827
固定資産売却益	-	8
受取補償金	-	7
災害に伴う受取保険金	78	-
特別利益合計	2,000	843
特別損失		
固定資産除却損	199	349
固定資産売却損	-	0
減損損失	1,264	-
災害による損失	330	-
固定資産圧縮損	182	-
投資有価証券評価損	22	-
投資有価証券売却損	6	-
特別損失合計	2,004	349
税引前当期純利益	16,736	17,852
法人税、住民税及び事業税	2,750	2,358
法人税等調整額	315	104
法人税等合計	2,434	2,462
当期純利益	14,301	15,389

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	51,466	12,868	15,951	28,819	52,288	52,288	21,603	110,970	
当期変動額									
剰余金の配当					4,019	4,019		4,019	
当期純利益					14,301	14,301		14,301	
土地再評価差額金の取崩					320	320		320	
自己株式の取得							23	23	
自己株式の処分			0	0			0	0	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	0	0	9,961	9,961	22	9,939	
当期末残高	51,466	12,868	15,951	28,819	62,250	62,250	21,626	120,910	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	10,383	13,979	24,362	44	135,378
当期変動額					
剰余金の配当					4,019
当期純利益					14,301
土地再評価差額金の取崩					320
自己株式の取得					23
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,512	320	2,191	30	2,161
当期変動額合計	2,512	320	2,191	30	7,777
当期末残高	7,871	14,299	22,170	75	143,156

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	51,466	12,868	15,951	28,819	62,250	62,250	21,626	120,910	
当期変動額									
剰余金の配当					3,751	3,751		3,751	
当期純利益					15,389	15,389		15,389	
土地再評価差額金の取崩					0	0		0	
自己株式の取得							22	22	
自己株式の処分			0	0			8	8	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	0	0	11,638	11,638	14	11,624	
当期末残高	51,466	12,868	15,951	28,819	73,888	73,888	21,640	132,534	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	7,871	14,299	22,170	75	143,156
当期変動額					
剰余金の配当					3,751
当期純利益					15,389
土地再評価差額金の取崩					0
自己株式の取得					22
自己株式の処分					8
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,432	0	1,432	35	1,397
当期変動額合計	1,432	0	1,432	35	10,226
当期末残高	6,438	14,299	20,737	110	153,383

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物

定額法

その他

定率法

ただし、2016年4月1日以後に取得した構築物については定額法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計上の見積りの変更)

退職給付に係る会計処理において、数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数は、従来、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)で費用処理していましたが、平均残存勤務期間がこれを上回ったため、当事業年度より費用処理年数を9年に変更しております。

この変更に伴い、従来の費用処理年数によった場合と比較し、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ10百万円増加しております。

(貸借対照表関係)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
投資有価証券	800百万円	800百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
長期借入金(1年以内返済予定額を含む)	52,877百万円	55,549百万円

(注) 当社の完全子会社である京阪電気鉄道(株)より鉄軌道事業固定資産(鉄道財団)について担保提供を受けております。

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	37,913百万円	29,683百万円
長期金銭債権	138,783	156,096
短期金銭債務	45,723	49,862
長期金銭債務	7,626	8,393

3. 当座貸越契約及び貸出コミットメント

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行15行(前事業年度15行)と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	69,192百万円	69,192百万円
借入実行残高	35,128	29,510
差引額	34,064	39,682

4. 保証債務

下記の会社の借入金に対して債務保証及び保証予約を行っております。

(1) 債務保証

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
(株)京阪百貨店	107百万円	-
		- 百万円

(2) 保証予約

	前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)
中之島高速鉄道(株)	21,511百万円	中之島高速鉄道(株)	20,259百万円
京阪カード(株)	3,702	京阪カード(株)	3,972
叡山電鉄(株)	986	叡山電鉄(株)	980
京福電気鉄道(株)	813	京福電気鉄道(株)	815
計	27,012	計	26,028

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	24,307百万円	26,676百万円
営業費用	4,047	4,457
営業取引以外の取引による取引高	6,368	3,240

2. 一般管理費の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
人件費	1,692百万円	2,003百万円
経費	5,638	6,753
諸税	2,484	2,528
減価償却費	4,481	5,235
計	14,297	16,521

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2019年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	1,205	2,499	1,294

当事業年度(2020年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	1,205	2,520	1,315

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位: 百万円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
子会社株式	92,644	92,644
関連会社株式	8,767	8,767

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年 3月31日)	当事業年度 (2020年 3月31日)
繰延税金資産		
会社分割に伴う関係会社株式差額	4,248百万円	4,248百万円
有価証券等評価損	2,429	2,439
貸倒引当金繰入限度超過額	1,161	1,088
減損損失	869	785
資産除去債務	393	399
その他	701	629
繰延税金資産小計	9,804	9,590
評価性引当額	8,449	8,365
繰延税金資産合計	1,355	1,225
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	3,057	2,498
資産除去債務に対応する除去費用	359	350
その他	14	-
繰延税金負債合計	3,432	2,848
繰延税金資産 (は負債) の純額	2,077	1,622

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年 3月31日)	当事業年度 (2020年 3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	15.3	16.5
住民税均等割額	0.1	0.1
評価性引当額	0.9	0.5
その他	0.1	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.5	13.8

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額	当期償却額	差引当期 末残高
有形固定資産							
建物	144,696	20,831	1,440	164,088	73,384	4,747	90,704
構築物	5,405	595	20	5,980	4,014	142	1,965
機械及び装置	571	117	6	682	497	17	184
車両運搬具	42	19	-	61	40	6	21
工具、器具及び備品	767	249	19	997	668	63	329
土地	116,264 (28,831)	9,755	5,752 (0)	120,267 (28,830)	-	-	120,267
リース資産	795	-	42	753	236	68	516
建設仮勘定	16,724	11,580	26,300	2,005	-	-	2,005
有形固定資産計	285,269	43,149	33,581	294,836	78,842	5,045	215,994
無形固定資産							
借地権	-	-	-	568	-	-	568
ソフトウェア	-	-	-	1,024	619	184	405
公共施設利用権	-	-	-	1,016	647	84	368
その他	-	-	-	236	101	28	134
無形固定資産計	-	-	-	2,845	1,369	297	1,476

(注) 1. 当期増減額のうち、主なものは次のとおりであります。

建物	GOOD NATURE STATION建設	10,043百万円
	虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業	9,655百万円
土地	虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業	2,931百万円
	大阪府中央区天満橋計画	1,071百万円
建設仮勘定	虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業	10,917百万円
	GOOD NATURE STATION建設	4,678百万円
	大阪府中央区天満橋計画	1,071百万円

2. 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

3. 「当期首残高」、「当期減少額」及び「当期末残高」欄の()内は内書きで、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)により行った土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。なお、「当期減少額」は土地の交換による計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	3,796	163	400	3,558
賞与引当金	13	13	13	13

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・売渡手数料	大阪市中央区北浜4丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 電子公告掲載ウェブサイトアドレス https://www.keihan-holdings.co.jp/koukoku/

株主に対する特典	毎年3月31日及び9月30日現在において、200株以上所有の株主に対し、次の基準により所有株式数に応じて、6ヵ月間有効・京阪電車全線通用の優待乗車券または優待乗車証を贈呈いたします。	
	200株以上 4,000株未満	京阪電車全線通用乗車券 200株につき3枚
	4,000株以上 6,800株未満	京阪電車全線通用乗車券 60枚
	6,800株以上 9,600株未満	京阪電車全線通用乗車証 1枚 または 京阪電車全線通用乗車券 90枚
	9,600株以上 20,000株未満	京阪電車全線・京阪バス線通用乗車証 1枚 または 京阪電車全線通用乗車券 120枚
	20,000株以上 60,000株未満	京阪電車全線・京阪バス線通用乗車証 2枚 または 京阪電車全線通用乗車券 240枚
	60,000株以上 100,000株未満	京阪電車全線・京阪バス線通用乗車証 3枚 または 京阪電車全線通用乗車券 360枚
	100,000株以上 200,000株未満	京阪電車全線・京阪バス線通用乗車証 5枚 または 京阪電車全線通用乗車券 600枚
200,000株以上	京阪電車全線・京阪バス線通用乗車証 10枚 または 京阪電車全線通用乗車券 1,200枚	
<p>(注) 1. 6,800株以上所有の株主は、優待乗車証の贈呈後、次回以降の贈呈につき、所定の手続により優待乗車証を優待乗車券に変更することができます。</p> <p>2. 乗車券は1回の乗車につき1枚必要(京阪線と大津線・石清水八幡宮参道ケーブル線を乗り継ぎする場合にはそれぞれ1枚必要)となります。</p> <p>3. 乗車証は記名本人以外(持参人1名)も使用できます。</p> <p>4. 京阪電車線「プレミアムカー」、「ライナー」列車を利用する場合は、別途プレミアムカー券、ライナー券が必要です。</p> <p>5. 京阪電車全線・京阪バス線通用乗車証では、京阪バス線の定期観光路線、高速線、空港線、自治体運行主体のコミュニティバス路線及び座席定員制の路線には乗車できません。なお、「早朝割増運賃」及び「深夜割増運賃」適用の一般路線バスを乗車する場合、割増部分の運賃が別途必要です。</p> <p>6. 乗車券・乗車証では、京都市地下鉄線(三条京阪・御陵間を含む)は乗車できません。</p> <p>7. 災害等による京阪電車線不通の際、他社線への振替輸送の取扱いはいたしません。</p> <p>なお、6ヵ月間有効のひらかたパーク株主ご招待券2枚(招待用乗車券4枚付)を毎年3月31日及び9月30日現在200株以上所有の株主に対し贈呈いたします。</p>		

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第97期)(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月19日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月19日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第98期第1四半期)(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月9日関東財務局長に提出

(第98期第2四半期)(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月11日関東財務局長に提出

(第98期第3四半期)(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) 2020年2月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2019年6月21日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

(5) 発行登録書(普通社債)及びその添付書類

2019年5月17日関東財務局長に提出

(6) 訂正発行登録書

2019年6月21日関東財務局長に提出

(7) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類

2019年12月11日近畿財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月19日

京阪ホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	守 谷 義 広	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 田 康 弘	印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている京阪ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京阪ホールディングス株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、京阪ホールディングス株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、京阪ホールディングス株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査根拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月19日

京阪ホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 守谷 義 広 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高田 康 弘 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている京阪ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第98期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京阪ホールディングス株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。